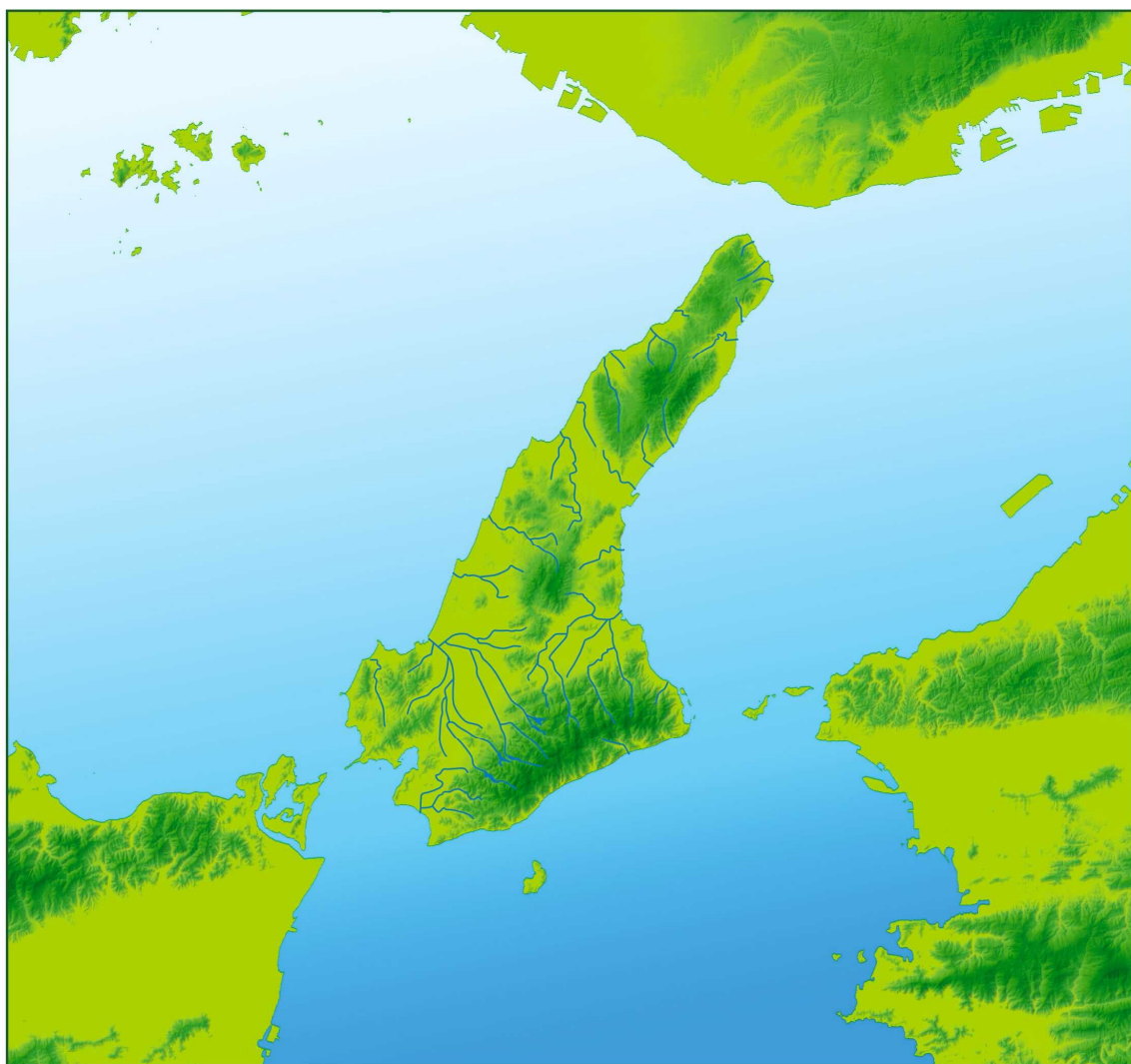


緑豊かな地域環境の形成に関する条例

緑化修景の手引き

— 地域環境形成基準の解説 —



平成17年4月
兵庫県淡路県民局

目次

はじめに	1
第Ⅰ章 緑条例の概要	2
1. 条例の目的としくみ	2
2. 対象となる開発行為について	4
3. 許可・協議・届出の手続きについて	11
第Ⅱ章 計画基準の解説	13
■ I. 地域環境形成基準及び開発許可基準の概要	13
■ II. 個別の計画基準の解説	16
■ II-1 地域環境形成基準	16
1. 優れた景観要素の保全	16
2. 予定建築物と緑地の配置	20
3. 森林の保全	27
4. 緑地の確保	30
5. 周辺緑地	32
6. 主要道路の沿道緑地	35
7. 造成法面の緑化修景	37
8. 擁壁等の緑化修景	41
9. 駐車場等の緑化修景	44
■ II-2 許可基準：森を守る区域での開発行為に適用	47
1. 森林の保全	47
2. 貴重な植生の保全	47
3. 優れた景観構成要素の保全	48
4. 主な視点場からの展望への配慮	49
5. 予定建築物と緑地の配置	50
第Ⅲ章 開発モデル事例	51
開発モデル事例による緑化・修景手法の解説	51
モデル事例1：分譲戸建住宅	52
モデル事例2：共同住宅	54
モデル事例3：大規模小売店舗	56
モデル事例4：事務所	58
モデル事例5：工場	60
モデル事例6：事務所(その2)	62
第Ⅳ章 参考資料	64
淡路地域に適した樹種	64

はじめに

開発行為を行う場合には、緑豊かな地域環境を実現するため、施設の配置や緑化の方法等について定めた一定の基準に従い、実施していただく必要があります。

緑条例では、この開発行為の実施にあたって遵守すべき基準を、許可基準や地域環境形成基準として定めていますが、これらの基準は、基本的な考え方を文章で示しているため、実際の現場で具体的にどのように対処すれば良いかわかりにくいところがあります。

また、緑条例が制定されて以降、これまで多くの開発計画がその基準に従い実現されてきましたが、緑地率等の数値基準を満たすことに対応の主眼がおかれ、せっかく、緑化を行っても、緑が効果的に配置されていない事例が散見されます。

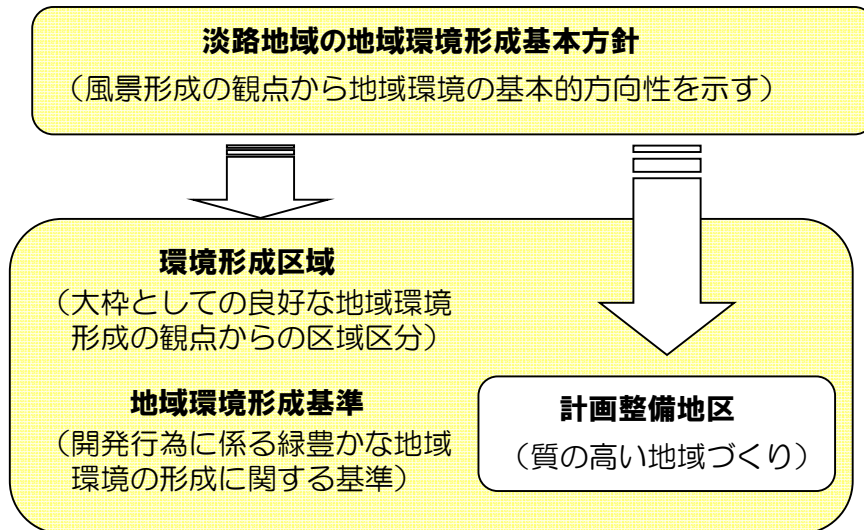
このため、それぞれの環境形成基準について、その意図するところをわかりやすく説明するとともに、具体的な緑化の事例を示すために、この冊子を作成しました。

については、人と自然の豊かな調和をめざす環境立島「公園島淡路」の実現のために、淡路地域に適した効果的な緑化修景を計画する際の手引きとして、ご活用いただきますようお願いします。

第 I 章 緑条例の概要

1. 条例の目的としくみ

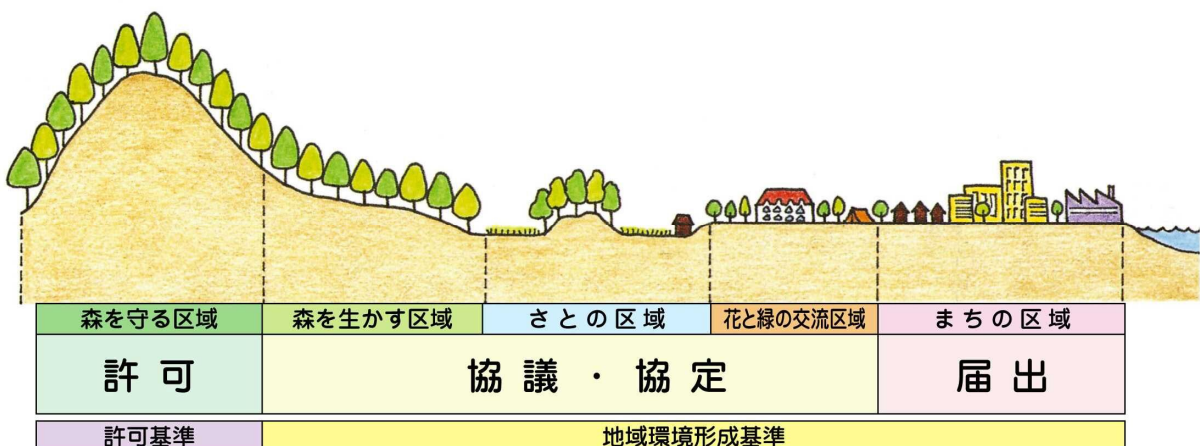
この条例は、「無秩序な開発行為の抑制」「緑地の保全と緑化の推進」「優れた景観の形成」、という3つの視点から、良好な地域環境づくりを進めていくことを目的としています。
また、緑豊かな地域環境を形成するために次のような仕組みとなっています。



1) 土地利用区域(環境形成区域)の制度

それぞれの場所に合ったふさわしい地域環境を形成していくために、淡路地域を大きく、「開発調整区域」「まちの区域(旧開発指導区域)」「花と緑の交流区域」の3つの区域に区分しています。そのうち、開発調整区域は、さらに「森を守る区域(旧第1種区域)」「森を生かす区域(旧第2種区域)」「さとの区域(旧第3種区域)」の3つに細区分しており、次の図表のとおり全部で5つの区域に分けています。

又、それぞれの区域毎に開発行為を行う際の基準(許可基準又は地域環境形成基準)を設定しています。



●それぞれの環境形成区域のイメージと指定の基本的な考え方は、次のとおりです。

	<p>●森を守る区域(第1号区域) (旧第1種開発調整区域)</p> <p>淡路地域の主要尾根を含む緑地の骨格をなす区域や地域環境の重要な構成要素となっている区域など、自然を保全すべき区域について指定しています。</p>
<p>●森を生かす区域(第2号区域) (旧第2種開発調整区域)</p> <p>まとまりのある森林の区域のうち、森林地域としての地域環境の形成を図るべき区域について指定しています。</p>	
<p>●さとの区域(第3号区域) (旧第3種開発調整区域)</p> <p>農地を主体とし、農地に介在する小規模な森林や小集落を含む一体の区域のうち、農業地域としての地域環境を形成すべき区域について指定しています。</p>	
<p>●まちの区域(第4号区域) (旧開発指導区域)</p> <p>一体の区域として、既に建築物等が相当程度まとまって立地している市街地、大規模な集落地、幹線道路沿道の区域について指定しています。</p>	
	<p>●花と緑の交流区域(第2項区域)</p> <p>土地のもつ条件や地域整備の方針などからみてリゾート施設整備を計画的に誘導していくべき区域について、既存施設の区域を含めて指定しています。</p>

(2)計画整備地区制度

市町や土地所有者等は、開発や整備を行うべき区域の特性やその周辺環境に応じた質の高い整備のための計画を策定し、県に対してその整備計画の認定を求めることができます。

整備計画が地域環境形成基本方針に適合し、緑豊かな淡路島づくりにふさわしいものとして認定された場合は、環境形成区域の制度とは別に、計画整備地区として行政や住民、事業者などが一体となって、認定された計画を推進します。(地域環境形成基準に適合しない項目があっても、総合的にみて環境面等から質が高いと認められるものは認定されます。)

なお、計画整備区域内では開発行為とあわせて建築物の建築の際にも届出が必要となります。

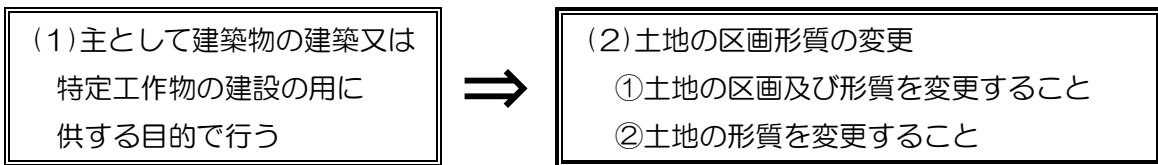
(3) 開発行為の許可・協議・届出の制度

開発行為をしようとするときは、あらかじめ、森を守る区域（第1号区域）では知事の許可を得ることが、森を生かす区域（第2号区域）、さとの区域（第3号区域）及び花と緑の交流区域（第2項区域）では知事または市町長と協議を行い環境形成協定を締結することが、また、まちの区域（第4号区域）では知事または市町長への届出が必要です。

2. 対象となる開発行為について

淡路地域では、一定規模以上（森を守る区域では500平方メートル以上、それ以外の区域では1,000平方メートル）の開発行為を行う場合は、緑条例の対象となります。

●この条例で、開発行為とは・・・



をいいます。

（条例第2条第3項）

「解説」

(1) 「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的」とは

土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物を建築すること又は特定工作物を建設することを言います。

○建築物とは

（条例第2条第1項）

この条例において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条13号に規定する建築をいう。

（建築基準法第2条第1号）「建築物」

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫のその他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

（建築基準法第2条第13号）「建築」

建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

○特定工作物とは

(条例第2条第2項)

この条例において「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

(都市計画法第4条第11項)

この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

「第一種特定工作物」及び「第二種特定工作物」については、それぞれ都市計画法施行令第1条第1項及び第2項に定められています。

(都市計画法施行令第1条第1項)

都市計画法（以下「法」という。）第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1. アスファルトプラント

2. クラッシュャープラント

3. 危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の2に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する同項第14号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス工作物（同条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）に該当するものを除く。）

(都市計画法施行令第1条第2項)

法第4条第11項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が1ヘクタール以上のものとする。

1. 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

2. 墓園

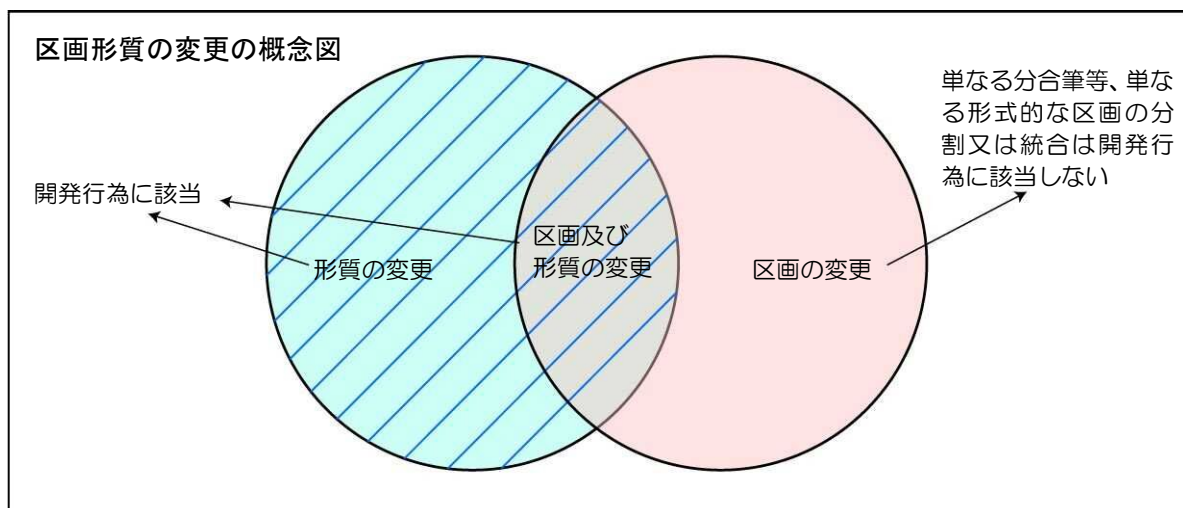
ここで特に注意を要するのは、第二種特定工作物です。これについては、ゴルフコースのほか政令で野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他運動レジャー施設である工作物で、その規模が1ヘクタール以上のもの及び、墓園でその規模が1ヘクタール以上のものと定義されています。

従って、野球場、庭球場や墓園で1ヘクタール未満のものについては、特定工作物に該当しません。

※ しかし、規模が小さいためで特定工作物に該当しなくても、野球場、庭球場等に観覧席を設置し、それが建築基準法上の建築物に該当する場合は、建築物の建築を目的とする行為として取り扱うことになります。

(2)土地の区画形質の変更とは

この条例の対象となる土地の区画形質の変更とは、土地の形質の変更及び土地の形質の変更を伴う区画の変更で、区画のみの変更は含みません。

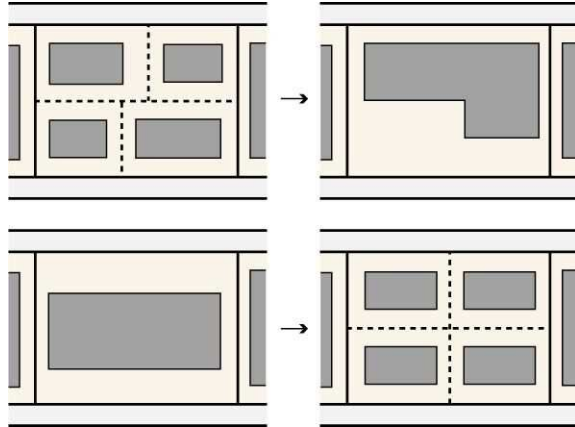


①「区画の変更」とは

単なる分合筆のみを目的としたいわゆる権利区画の変更や、単なる形式的な分割又は統合のことを言います。

(単なる形式的な区画の分割又は統合)

建築物の建築等を行う際に造成工事を伴わず、かつ、従来の敷地境界の変更について既存建築物の除却や、塀等の除却設置が行われるにとどまる行為のことです。



②「形質の変更」とは

土地の形質とは、土地の形状と土地の性質のことです。

建築物の建築等を目的とした土地の形質の変更は、開発行為に該当します。

(土地の形状)

土地の形状とは、土地の立体的な状態（土地の起伏）のことです。

(土地の性質)

土地の性質とは、土地利用の用途のことであり開発行為の判断においては「宅地」、「公共施設」、「その他」の3つに分類されます。

「宅地」→建築物又は特定工作物の用に供されている土地

「公共施設」→道路、公園等の公共の用に供されている土地

「その他」→「宅地」、「公共施設」以外の土地

※建築物の建築等を目的として、田、畑、山林等の土地を宅地に変更する行為は、開発行為に該当します。(青空駐車場、露天資材置場に建築物の建築等を行う場合も土地の性質が変更されるため開発行為に該当します。)

③「区画及び形質の変更」とは

区画及び形質の変更とは、建築物の建築等を目的として、道路、公園等の公共施設を新しく築造して建築区画の変更を行うことで、開発行為に該当します。

(3) 取り扱い例一覧

(○：該当する ×：該当しない)

行為の態様	開発行為の該当	主たる目的	区画の変更	形質の変更
① 農地を盛り土し、建築物を建築する。	○	○	×	○
② 農地を盛り土し、露天駐車場とする。	×	×	×	○
③ 既存建築物を取り壊し、造成の上、同一敷地に再び建築する。	○	○	×	○
④ 既存建築物を取り壊し、造成を伴わず、同一敷地に再び建築する。	×	○	×	×
⑤ 既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を分割して独立住宅をそれぞれの区画に建築する。	○	○	○	○
⑥ 複数の既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を統合して集合住宅を建築する。	○	○	○	○
⑦ 既存建築物を取り壊し、道路を築造の上、敷地を分割して、それぞれの区画に建築する。	○	○	○	○
⑧ 山林に道路のみを築造する。	×	×	—	—
⑨ 山林に道路を築造し、道路周辺の山林を別荘地として造成し、区割りする。	○	○	○	○
⑩ 露天駐車場又は資材置場の跡地に造成を伴わずに集合住宅を建築する。	○	○	×	○
⑪ 露天駐車場又は資材置場の跡地に道路を築造し、独立住宅をそれぞれの区画に建築する。	○	○	○	○

※1 単なる土取り行為等目的性のない土地の区画形質の変更は、開発行為に該当しません。

※2 ②における露天駐車場に、料金所のような社会通念上、その建築物のみでは機能しない建築物（附属建築物）だけが建築される場合は、「主たる目的」に該当しません。

(4) 埋立地の開発行為の扱い

埋立地に造成を伴わずに、建築物の建築又は特定工作物の建設を行う場合は、開発行為に該当します。ただし、埋立工事と同時に、道路や宅地の区画割等の整備が完了している土地において、行われるものについては開発行為に該当しません。（造成を伴うものは開発行為に該当します。）

(5)届出等が必要な開発行為

●次のような場合は、開発行為の許可・協議(協定)・届出の必要はありません。

◇開発区域の面積が次に該当する小規模な開発行為

- ・森を守る区域では、500平方メートル未満の開発行為
- ・その他の区域では、1,000平方メートル未満の開発行為

◇自己の居住のための建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

◇非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

◇通常管理行為

◇軽易な行為

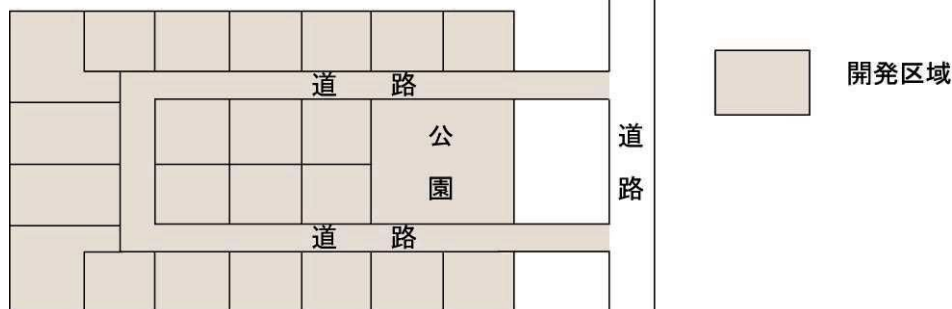
◇その他の行為(仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為)

◇土木事業、その他の事業に一時的に使用される第1種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

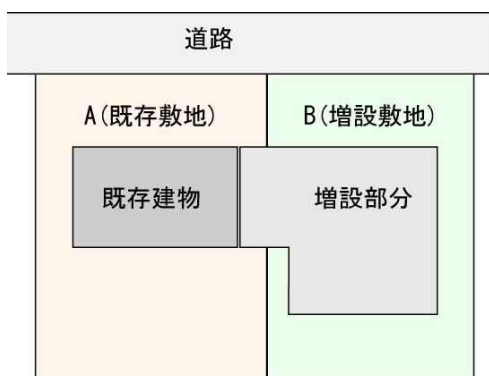
開発区域の考え方

開発区域は、開発行為をする土地の区域であり、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う区域をいいます。

例)住宅地開発



既存建築物と不可分な建築物の増築で敷地増を伴う場合の取り扱い



①開発行為の判断

B(増設敷地)の部分において土地の区画形質の変更が行われるものは、開発行為に該当します。

②開発区域の設定

開発区域は、B(増設敷地)の部分だけでなくA(既存敷地)も含めて設定します。

③地域環境形成基準への適合

原則的には、開発区域全体で各環境形成区域の基準に適合させます。

※ 敷地増を行って、増設部分に別棟の建築物を建築し、既存敷地と一体的な土地利用を図る場合は、同様の取り扱いとします。

(例:学校で増設敷地に体育館を建築して、既存部分と一体的な土地利用を行う場合等。)

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合の取り扱い

ア 全体面積が500平方メートル以上で、計画区域の一部が、森を守る区域内にある開発は許可が必要です。また、この場合は、協定は不要となります。

例1 森を守る区域(100平方メートル)、森を生かす区域(500平方メートル)にまたがる開発計画

→ 600平方メートル全体が許可の対象

例2 森を守る区域(300平方メートル)、森を生かす区域(1,200平方メートル)にまたがる開発計画

→ 1,500平方メートル全体が許可の対象

イ 全体面積が1,000平方メートル以上で、森を守る区域以外の2以上の区域にまたがる開発は協定が必要です。

例3 さとの区域(500平方メートル)、まちの区域(1,200平方メートル)にまたがる開発計画

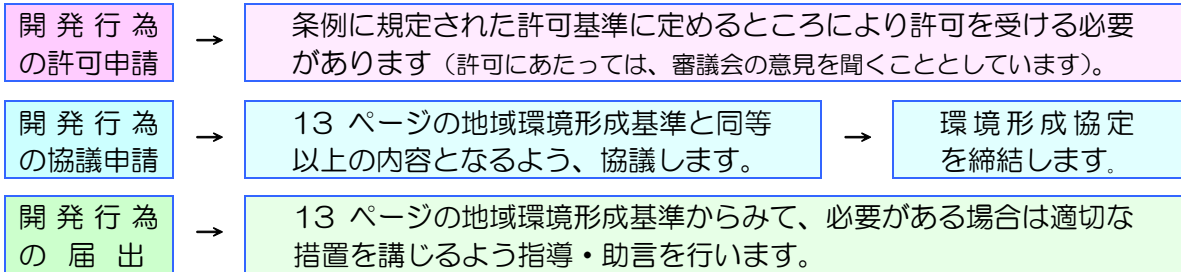
→ 1,700平方メートル全体が協定の対象

開発区域が2以上の土地利用区域にまたがる場合の取り扱い

開発区域が2以上の土地利用区域界にまたがる場合は、原則として、土地利用区域ごとにそれぞれの許可基準等に適合する必要があります。ただし、緑地(森林)の面積に係る基準にあっては、緑地の配置バランスに支障がない範囲において、それぞれの許可基準が要求する緑地の面積の合計が、開発区域全体で確保されていれば可とします。

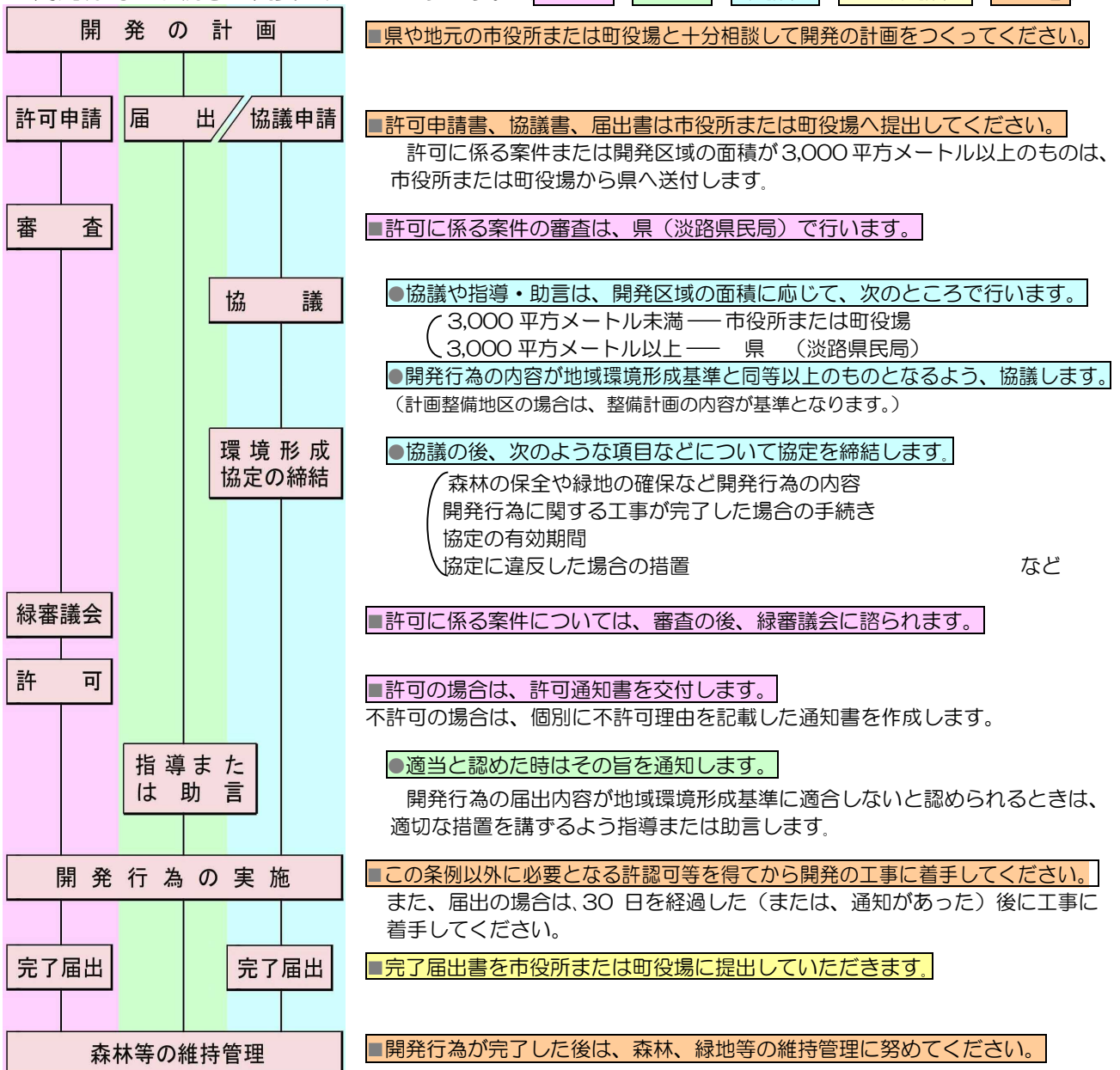
3. 許可・協議・届出の手続きについて

開発行為をしようとするときは、あらかじめ、森を守る区域（第1号区域）では知事の許可を得ることが、森を生かす区域（第2号区域）、さとの区域（第3号区域）及び花と緑の交流区域（第2項区域）では知事または市町長と協議を行い環境形成協定を締結することが、また、まちの区域（第4号区域）では知事または市町長へ届出ることが必要です。



3-1. 申請手続き

開発行為の手続きの概要は次のとおりです。（■許可・●届出・●協議申請・■許可/協議申請・■共通）



3-2. 許可申請・協議申請・届出等に必要な図書


許可申請、協議申請、届出（森を守る区域）は、許可申請書、開発行為協議書または開発行為届出書に次の書類を添えて、原則として正本1部、副本3部、あわせて4部を提出してください。

図書の種類	明示すべき事項	許可申請	協議申請	届出
1 設計説明書	(1)事業の目的 (2)環境形成区域の名称 (3)土地の現況 (4)土地利用計画 (5)現況地形 (6)造成計画(切土及び盛土) (7)設計に当たって配慮した周辺の主要な展望箇所 (8)森林及び緑地の配置方針 (9)予定建築物等の配置方針 (10)造成法面の緑化修景方針 (11)擁壁等の緑化修景方針 (12)その他の緑化修景方針	○	○	○
2 位置図	(1)開発区域の位置 (2)周辺の土地利用及び地形の状況 (3)周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (縮尺1/10,000以上)	○	○	○
3 現況図	(1)開発区域の境界 (2)地形及び土地利用の状況 (3)現況森林の存する部分及びその主な樹種 (4)現況植生の状況 (縮尺1/2,500以上)	○	○	○
4 土地利用計画図	(1)開発区域の境界 (2)予定建築物等の敷地の形状及び規模 (3)敷地に係る予定建築物等の用途、配置及び高さ (4)公共公益施設の位置及び形状 (5)開発区域内に保全される森林及び緑地並びに新たに設けられる森林及び緑地の位置、形状及び面積 (6)新たに設けられる森林、緑地その他の土地に係る植栽計画 (植栽計画には、植栽樹種、植栽密度等を明示すること。) (縮尺1/1,000以上)	○	○	○
5 造成計画平面図	(1)開発区域の境界 (2)法面の位置、形状及び勾配 (3)擁壁、排水施設及び道路の位置及び形状 (4)切土又は盛土をする土地の部分 (法面とは、切土又は盛土によってできる人工的な地盤の傾斜面をいう。) (縮尺1/1,000以上)	○		
6 造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面 (高低差が2メートル未満の場合は、省略できる。) (縮尺1/1,000以上)	○		
7 現況カラー写真	開発区域及びその周辺の状況 (近景及び遠景の写真を添付すること。)	○	○	○
8 土地の登記簿謄本	(1)土地の所在、地番、地目及び地籍 (2)土地に係る権利の内容及び権利者	○		
9 地籍図	開発区域及びその周辺の地番、里道及び水路並びに開発区域の境界	○		
10 土地所有者等関係権利者の同意書	(同意書の印鑑証明書も併せて添付すること。)	○		

第二章 計画基準の解説

ここでは、緑条例の基準を正しく理解いただくために、その内容について説明します。

【この章の見方】

- 基準は5つの区域ごとに定められています。事業の計画地がどの区域にあるかで、適用となる基準が異なります。
- 最初に全区域を対象とする共通事項を、次に区域ごとの個別基準を掲載しています。頁のインデックスを参考に適用される基準内容をご確認ください。
- 四角い太線枠  で囲んでいるのは、淡路地域環境形成基準及び開発許可基準の本文です。
まず、基準を提示して、その後に、基準の「解説」を掲載しています。
文章だけではわかりにくいので、引き続き「具体の実施方策」の欄で、実際に緑化を行う場合に参考となる実施事例や樹種、配慮する事項等を掲載しています。
- 開発モデル事例を第三章に掲載しています。あわせてご覧ください。

■ I .地域環境形成基準及び開発許可基準の概要

開発行為の実施にあたって遵守すべき基準を、地域環境形成基準及び開発許可基準として定めています。

森を守る区域で開発行為を行う場合は開発許可基準に適合していることが、それ以外の区域で開発行為を行う場合は地域環境形成基準を遵守することが必要です。

開発行為を行う際に遵守する基準の概要は、次の表のとおりですが、単に数値基準を満足するだけでなく、緑化のデザイン、手法、樹種等についてもよりよい地域環境づくりをめざしたものととして計画することが重要です。

(1) 地域環境形成基準の概要: 森を守る区域以外で開発行為を行う場合に適用

項目	花と緑の交流区域	森を生かす区域	さとの区域	解説ページ															
開発行為の目的 (開発行為の目的が右に掲げるものに該当していること)	ア リゾートの多様な活動の場の整備に資するもの。ただし、当該区域の環境に与える影響が軽微である場合は、この限りでない。 イ 淡路地域全体からみて、計画的なリゾート施設の整備に支障がないもの。	ア 森林地域にふさわしい環境に著しい支障を及ぼすおそれのないもの。 イ 淡路地域全体からみて、森林地域にふさわしい計画的な地域整備に支障がないもの。	ア 農業地域にふさわしい環境に著しい支障を及ぼすおそれのないもの。 イ 淡路地域全体からみて、農業地域にふさわしい計画的な地域整備に支障がないもの。	—															
1.優れた景観構成要素の保全	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。</p> <p>ア 独立峰の頂部、尾根筋の突端部分等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所。</p> <p>イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所。</p> <p>ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所。</p>			p.16															
2.予定建築物と緑地の配置	<p>(1) 開発区域内の予定建築物と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう適切に緑地が配置されていること。特に大規模な予定建築物等にあっては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。</p> <p>(2) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるように宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。</p>			p.20															
3.森林の保全	<p>原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が保全されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>開発区域の面積に対する森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、地域の住民の生活環境の改善等に直接的に資する開発行為にあっては、確保されるべき森林の面積の割合は原則として、30パーセント以上とする。</p>	開発区域の面積	開発区域の面積に対する森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	50パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント	0.3ヘクタール未満	30パーセント	<p>開発区域内に現況森林が存在する場合は、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が保全されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域内に存在する現況森林の面積</th> <th>現況森林の面積に対する森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>20パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、地域の住民の生活環境の改善等に直接的に資する開発行為にあっては、確保されるべき森林の面積の割合は原則として、20パーセント以上とする。</p>	区域内に存在する現況森林の面積	現況森林の面積に対する森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	40パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント	0.3ヘクタール未満	20パーセント	p.27
開発区域の面積	開発区域の面積に対する森林の面積の割合																		
1.0ヘクタール以上	50パーセント																		
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント																		
0.3ヘクタール未満	30パーセント																		
区域内に存在する現況森林の面積	現況森林の面積に対する森林の面積の割合																		
1.0ヘクタール以上	40パーセント																		
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント																		
0.3ヘクタール未満	20パーセント																		
4.緑地の確保		<p>開発区域の面積に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地が確保されていること。</p>	p.30																
5.周辺緑地	<p>開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、右の表に掲げる幅員以上で、周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上、1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上、1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル	p.32									
開発区域の面積	緑地帯の幅員																		
1.0ヘクタール以上	4メートル																		
0.3ヘクタール以上、1.0ヘクタール未満	3メートル																		
0.3ヘクタール未満	2メートル																		
6.主要道路の沿道緑地	<p>開発区域の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地が配置されていること。</p>			p.35															
7.造成法面の緑化修景	<p>開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにおいて、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。</p>			p.37															
8.擁壁等の緑化修景	<p>開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。</p>			p.41															
9.駐車場等の緑化修景	<p>駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に植栽等が施されていること。</p>			p.44															

■ まちの区域における地域環境形成基準の概要は次のとおりです。

項目	基準の概要	解説ページ
樹木の植栽等	予定建築物等と樹木が一体となって調和した景観を形成するように適切な緑化に努めていること。	—
造成法面の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる法面については景観の形成に有効な緑化修景に努めていること。	p.37
擁壁等の緑化修景	大規模な工作物については周辺景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景に努めていること。	p.41
駐車場等の緑化修景	駐車場等広い平面を生ずる場合は、適切な箇所に植栽を行う等の緑化修景に努めていること。	p.44

(2) 許可基準: 森を守る区域で開発行為を行う場合に適用

開発許可の基準	技術的細目
1. 緑豊かな地域環境の形成のために必要な相当規模の森林が開発行為をする土地の区域内に保存されるよう設計が定められていること。(注※)	開発区域の面積の50パーセント以上を占める森林が、当該開発区域内に保全されていること。
2. 開発区域内に存する貴重な植生が保全されるように設計が定められていること。	—
3. 開発区域内の優れた景観の構成要素となるべき地形及び植生が保全されるように設計が定められていること。	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、当該箇所の改変が軽微で優れた景観の保全上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 独立峰の頂部、尾根の山地突起部で平野部又は水面に対して突出したもの等視覚的に明瞭な地形を有する箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に尾根の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木が存する箇所
4. 開発区域内の建築物等が、主要な道路、航路、市街地等からの展望を妨げないように適正に配置されるように設計が定められていること。(注※)	開発区域内の建築物等が主要な道路、航路、市街地等から3の(1)から(3)までに掲げる箇所を展望することを妨げないように適正に配置されていること。
5. 開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面が優れた景観の形成上の支障とならないよう、主要な道路、航路、市街地等からみて相当の緑量を有する森林が当該建築物等及び法面の前面に配置されるように設計が定められていること。(注※)	主要な道路、航路、市街地等からみて開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面がおおむね望見し得ないように森林が保全され、又は樹木若しくは樹種の苗木が植栽されていること。

(注※) 1. 4. 5の項目の技術的細目には次の但し書きの緩和規定があります。

ただし、当該開発区域における開発行為に公益上の必要性があり、かつ、当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況、当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質並びに予定建築物等の用途、敷地の規模及び配置からみてそれぞれの規定を満足することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

■ II. 個別の計画基準の解説

■ II-1 地域環境形成基準

1 優れた景観構成要素の保全

● 森を生かす区域・さとの区域

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所

イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所

ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所

● 花と緑の交流区域

開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、これに代わる優れた景観の形成に有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所

イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所

ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所

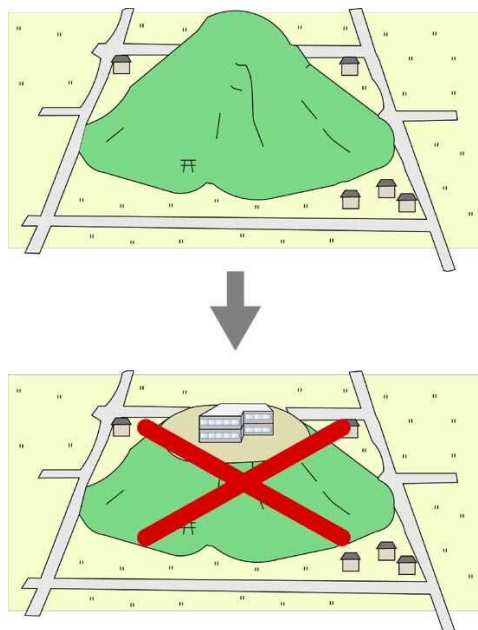
「解説」

造成を伴う開発行為や周辺より高さのある建造物を建築する場合は、長い歴史の中で形作られてきた景観への十分な配慮が必要です。そのためには、敷地近辺のみならず、遠い視点場から見た時に地域の特性となる地形地物の保全が重要です。

(1)「独立峰の頂部」とは

周辺の地形から垂直方向に突出した山（独立峰）の最も視覚的に目立つ部分を指します。

国土地理院の地図において、〇〇山〇〇岳等固有名称が記されている山は、地域のランドマークとして親しまれてきたものである場合が多く、これらが開発区域に含まれている場合は、ランドマークとしての特性を失わないように注意してください。



(2)「平野部又は水面に突出した尾根筋」とは

周辺の地形から水平方向に突出した尾根筋の最も視覚的に目立つ部分を指します。

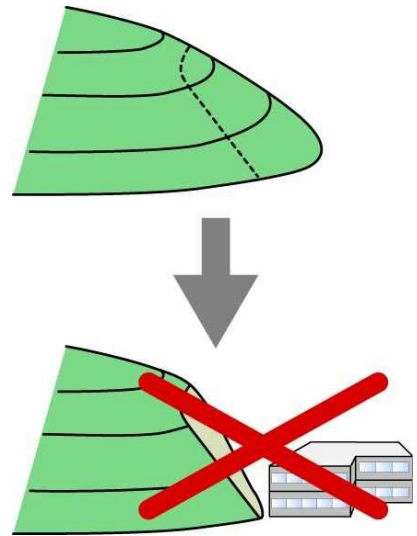
水面に突出しているものは、国土地理院の地図において〇〇崎〇〇岬等と記されているものが多いです。

平野部に突出しているものは、地図における等高線の状況、道路の屈曲状況、神社等の存在に注意しつつ、現地においてその視覚的役割を判断する必要があります。

平野部の突出尾根が重要なランドマークとなっている場合は、比較的少ないのですが、改変すれば目立つ箇所なので注意してください。

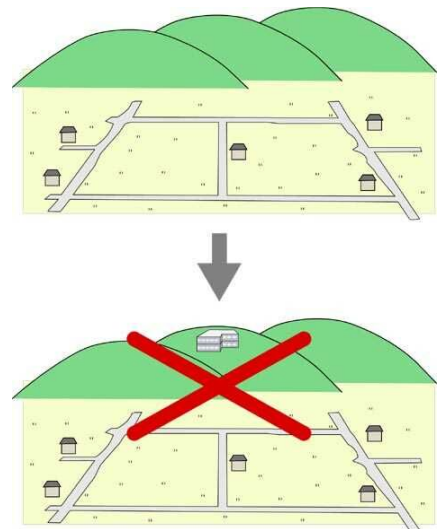


西浦海岸に見られる岬・鼻



(3)「連続した稜線」とは

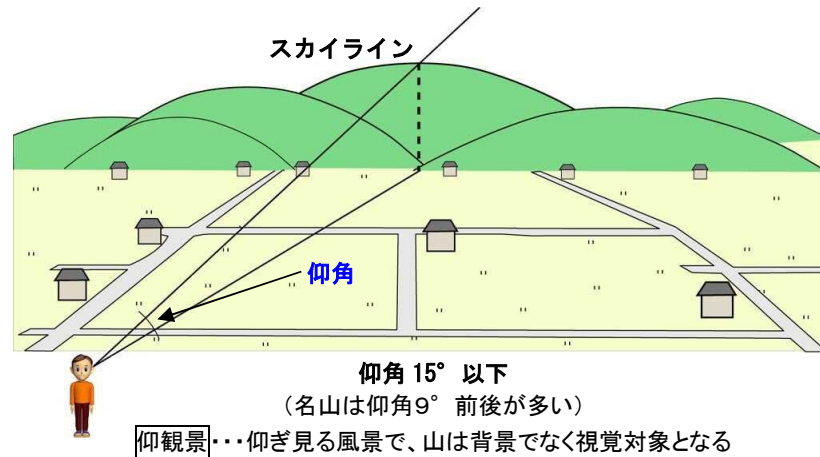
稜線が全く途切れなく一つの山系の輪郭を構成していることは、極めてまれで、複数の稜線が視覚的に連続した形となっているのが通常です。ここでの連続は視覚的な連続を含むものと解します。



(4)「周辺から遠望した場合」とは

山系の輪郭線すなわちスカイラインが目に入り易いか否かは、ある視点場からの当該山系の仰角（見上げる角度）に左右されます。

スカイラインが比較的目に入り易い山の仰角は、一般に 15° 以下とされています。したがって「遠望した場合」とは、当該山系のスカイラインが比較的目に入り易い位置（仰角 15° 以下で当該山系を望みうる場所）から見た場合という意味に解します。



(5)「優れた樹容を有する樹木及び植生が存する箇所」とは

自然環境保全地域や郷土記念物の指定を受けている箇所（森を守る区域に含まれる箇所を除く）のほか当該地域の特徴的な景観を構成する要素となっている樹木や植生については、本規定の適用対象として取り扱うものとします。

(6)「これに代わる優れた景観の形成に有効な措置」とは

花と緑の交流区域にあっては、景観上重要なものは保全することとしつつ、人工美についても前向きに認めていく旨の規定です。

(7)「その改変が軽微で景観の形成上支障がない」とは

改変の程度が当該地域の輪郭線を殆ど乱さず、遠望した場合に改変の有無が殆ど目に付かない場合に緩和する旨の規定です。

淡路地域の特徴的な景観

・自然公園法の特別地域:

汐鳴山周辺（淡路市）、常隆寺山周辺（淡路市）、先山（洲本市）、三熊山（洲本市）、成ヶ島と生石公園（洲本市）、慶野松原（南あわじ市）、諭鶴羽山（南あわじ市）、沼島（南あわじ市）、福良湾（南あわじ市）



慶野松原

・環境の保全と創造に関する条例

自然環境保全地域:

野田尾長谷（淡路市）、白山神社（淡路市）、伊弉諾神宮（淡路市）、馬廻成相寺（南あわじ市）、沼島沼島神社（南あわじ市）



鮎屋の森

環境緑地保全地域:

鮎屋鮎屋の森（洲本市）、岩上神社（淡路市）

郷土記念物:

大和島（淡路市）、絵島（淡路市）、明神崎（淡路市）、新五色浜海岸自然石（五色町）



大和島

・文化財保護法

国指定 史跡・名勝・天然記念物:

洲本城址（洲本市）、慶野松原（南あわじ市）

県指定 史跡・名勝・天然記念物:

大和島のイブキ群落（淡路市）、常隆寺のスタジイ・アラカシ群落（淡路市）



絵島

・淡路八景

沼島 平バエ（南あわじ市）、生穂 雨乞山（淡路市）、絵島（淡路市）、厚浜 水の大師（洲本市）、大浜海岸（洲本市）
鳴門（南あわじ市）、慶野松原（南あわじ市）、五色浜（五色町）



大浜海岸

2. 予定建築物と緑地の配置

● 森を生かす区域・さとの区域・花と緑の交流区域

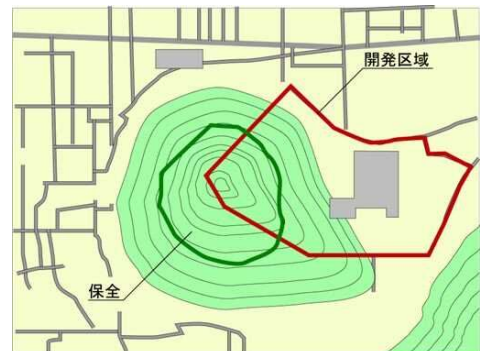
1. 開発区域内の予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するように緑地が適切に配置されていること。
2. 大規模な予定建築物等にあつては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。
3. 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。

「解説」

(1)「予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するように適切に緑地が配置されていること」とは

① 保全すべき既存緑地の適切な配置(残し方)

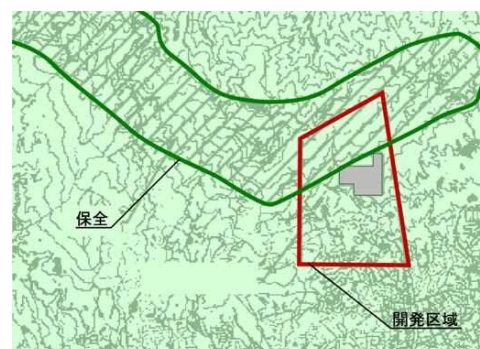
開発区域内の既存緑地のうち優れた景観を形成する森林や植生等については、調和した景観を形成するように適切に緑地を保全して下さい。



独立峰がある場合の適切な配置例



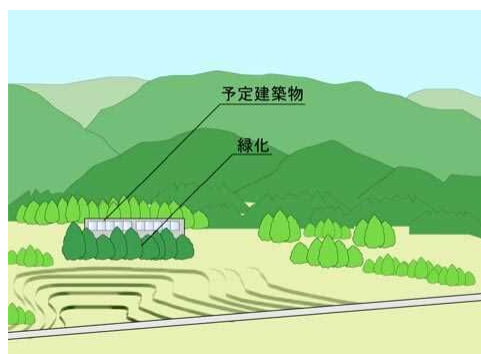
尾根筋がある場合の適切な配置例



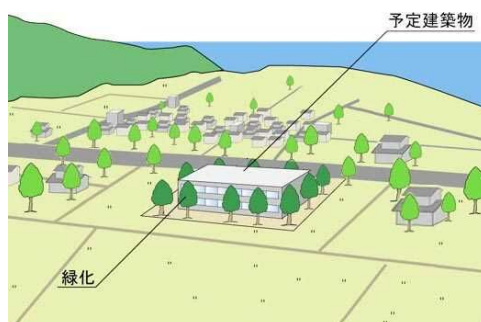
連続した稜線がある場合の適切な配置例

②適切な緑地の配置

山裾（森を生かす区域）と田園地帯（さとの区域）の境界付近、又は平野部（さとの区域）と市街地（森を守る区域）の境界付近、いわゆる“際（きわ）”と呼ばれる部分では、特に緑による修景が重要です。例えば、農村地帯から異質で無機質なコンクリートの建物がいきなり顔を見せることのないように高木を配置したり、民家と駐車場の間に緩衝帯となるような緑地をうまく配置することが重要です。



適切な緑地の配置(山裾)の例示



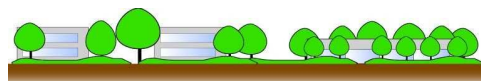
適切な緑地の配置(田園地帯)の例示

③建築物等が緑の中に見え隠れするような景観

予定建築物等の規模、形状を勘案して緑地がこれらと一体となるように配置されていることが重要です。



調和、形をやわらげる 背景の緑に馴染ませる



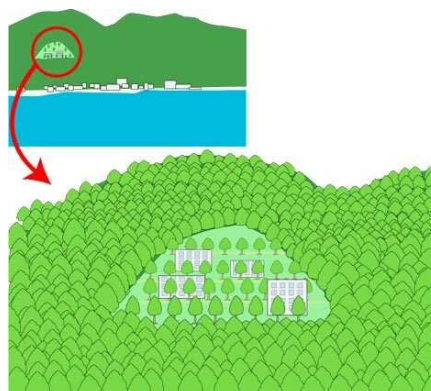
融合、長大な建物のイメージを緩和させる

(2)「航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること」とは

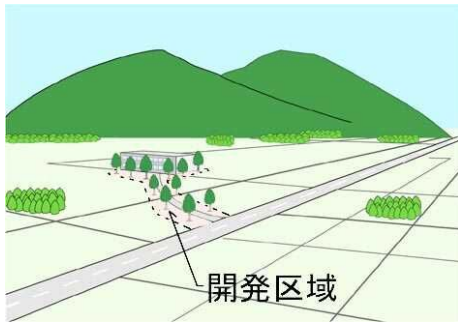
緑の配置を考える場合は、開発区域内のみでなく、主要な視点場からの景観を配慮した上で計画することが重要です。



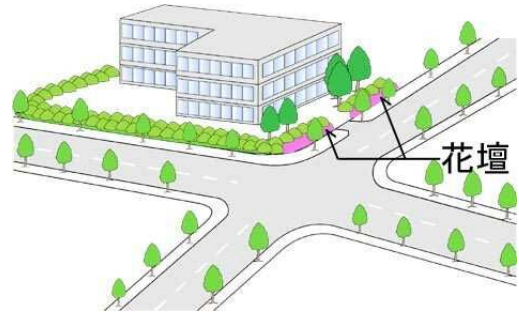
主要な航路から見た場合(中景)



主要な航路から見た場合(遠景)



主要な道路から見た場合(中景)



市街地での視点(近景)

(3)「一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること」とは

原則として、ひな段造成の場合は、平均 150 平方メートル程度、現状有姿分譲で平均 300 平方メートル程度を標準規模とし、形状は、建築後その周囲に緑化が可能なものとしします。

「具体の実施方策」

(1) 基本的な考え方

主要な視点場への影響を小さくするために、予定建築物等を視点より遠ざけ目立たなくするとともに、併せて、手前及び周囲の緑を際立たせるよう配置する等により、地域と調和した景観が形成できるよう配慮します。

(2) 緑地の配置の方針

規模の大きな予定建築物は、地域の景観に与える影響が小さくなるよう、主要な視点場のうち近接した集落又は道路から可能な限り遠ざけます。

予定建築物の前面に建築物の位置に応じた適切な植栽を施した緑地を配置します。

① 視点場に近接している場合

予定建築物が主要視点場に近接している場合、又は、地域の景観に対して大きな影響を与えるものである場合、前面には、遮蔽効果の大きい常緑広葉樹を密植した帯状の植栽を施します。

② 視点場と離れている場合

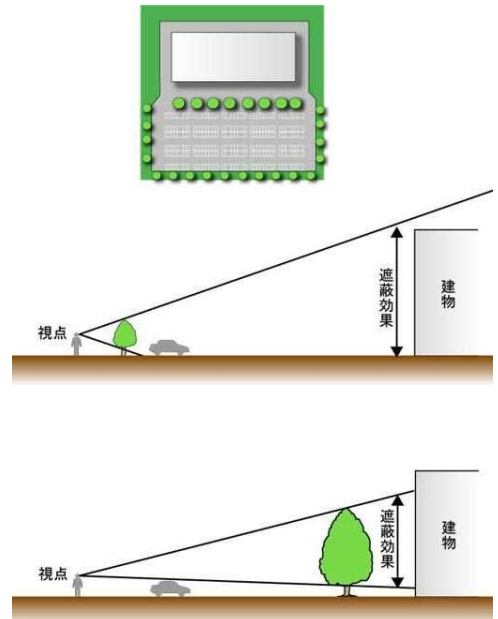
予定建築物が主要視点場から相当距離離れている場合、又は、意匠などが地域の景観になじんでいる場合、前面の緑地は、高木の疎木、または、低木、芝その他の地被植物で覆われている緑地でも可能とします。

(3) 実施事例

① 敷地境界(道路等の視点場)との距離

緑地の規模は、一定の距離があれば近接している場合と比較して小さくても同様の効果があります。

視点場から近い(建物と一定の距離がある)緑地の方が、視点場から遠い(建物に近接している)緑地より、視覚の遮蔽効果が大きい(建物を見えにくくする)。



② 大規模な施設の場合の緑地の質と配置

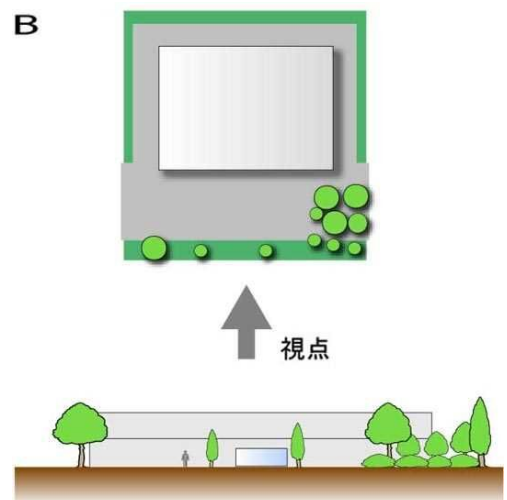
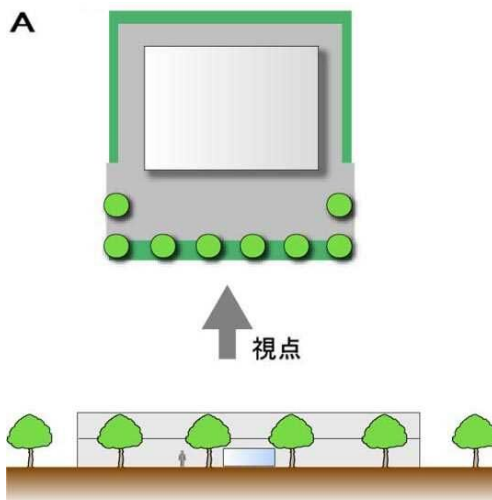
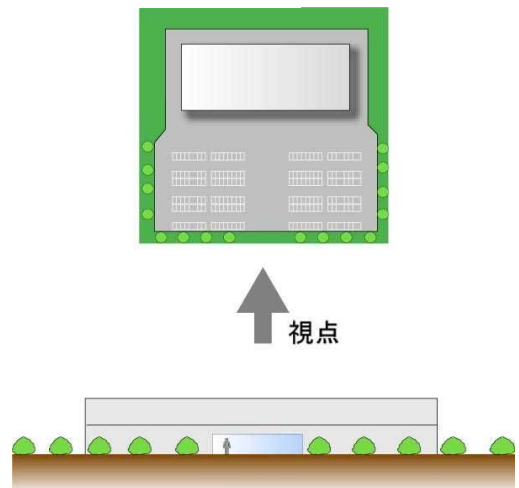
敷地境界(道路等の視点場)から一定の距離があれば、建築物の形態によっては、周囲を中低木で囲うよりも、

A: 高木を適切に配置する

B: 一部に中低木によるまとまった緑を形成し、部分的に高木を配置する

方が景観形成上効果的な場合があります。

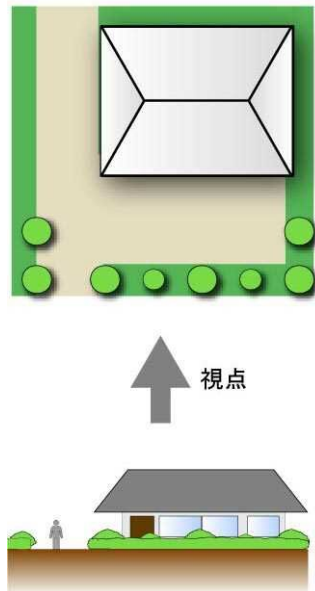
(中低木で囲った場合)



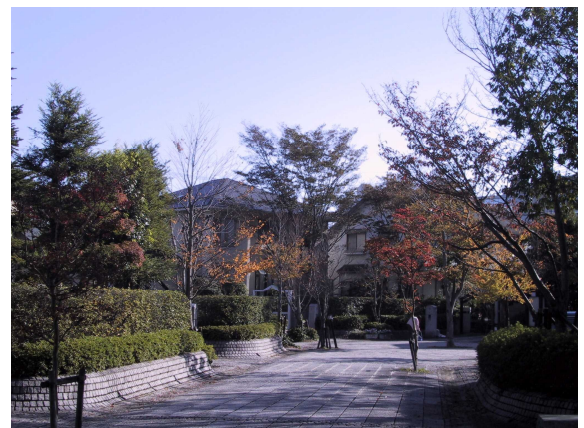
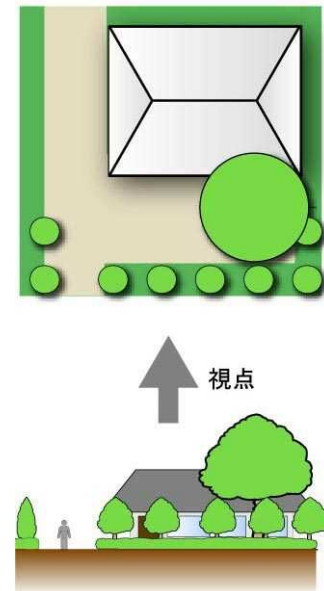
③小規模な施設の場合の緑地の質と配置

敷地境界から一定の距離があれば、建築物の形態によっては、周囲を中低木で囲うよりもシンボルとなるような樹木を配置する方が景観上効果的な場合があります。

(中低木で囲った場合)



(シンボル樹を配置した場合)



良好な緑地配置事例

④幹線道路・市街地等からの視点に配慮した計画の事例



田園地域の中に立地

平坦地で周囲からの眺望がきくため
周辺に均等に緑地を配置



田園地域の幹線道路沿いに立地

幹線道路からの視点が主となるため、
道路に沿って緑地を厚く設置



田園地域に立地し背後が山地

幹線道路側の植栽帯は幅を厚くし、
山側には緑地を配置しない



建物が連たんする幹線道路沿いに立地

幹線道路側は花壇などで演出し、背後の
田園地帯からの視点にも配慮する



前面が田園地域で背後が丘陵地

田園に面する前面の緑化を厚くしたり、
隣接する既存緑地との調和に配慮する



市街地内に立地

沿道緑化に工夫するなど特に幹線道路
からの視点に配慮した緑化を図る

(4)実施上の留意点

①完成型の緑化

建築物完成後に植栽を施す際、建築物は竣工時点で完成されており、緑化に当たっても完成型の緑化を行うようつとめてください。

②落葉樹の留意点

遮蔽効果の高い樹種として常緑広葉樹が挙げられるが、秋季の落葉によって排水施設の機能が妨げられないような注意が必要です。

③高木等の留意点

高木等を植栽する場合、日照障害等も考慮する必要があります。

3. 森林の保全

●森を生かす区域

1. 開発区域の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されていること。

開発区域の面積	森林面積の割合
1.0ヘクタール以上	50パーセント
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント
0.3ヘクタール未満	30パーセント

2. 1の規定にかかわらず、特に淡路地域の住民の生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為にあっては、原則として、開発区域の面積に対して30パーセント以上の面積の森林（開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合は、森林以外の緑地を含む。）が当該開発区域内に確保されていること。

【解説】

(1)「森林」の定義と考え方

樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいいます。（条例第2条第4項）

この場合、森林面積の算定対象となる森林は、原則として現に存する森林をいいます。

ただし、防災措置等やむを得ない理由で伐採を行った後、早急に植生を回復する措置がとられるものについては、森林として扱って差し支えありません。

植栽密度

やむを得ない理由により、伐採を行った後、植栽する場合の植栽の密度は、下記の基準を参考として行うものとします。

【環境の保全と創造に関する条例】

- 概ね10平方メートルあたり高木（成木時の樹高が3メートル以上）が1本以上
- 概ね20平方メートルあたり高木1本以上、その他の樹木が20本以上

【風致条例】

10平方メートルあたり高木（成木時の樹高が3.5メートル以上）が1本以上＋中木（成木時の樹高が1.5メートル以上）が2本以上

(2)「生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為」とは

地域住民が必要とする住宅、日用品店舗、集会施設等の生活関連施設及び第1次若しくは第2次産業としての生産施設、共同出荷施設等の生活関連施設に係る開発行為がこれに該当し、1の規定によらず30パーセント以上の森林を確保すれば足りるという緩和の規定です。

なお、開発区域の面積が1ヘクタール未満のものについては、森林以外の緑地を含めて開発区域の30パーセント以上の面積を確保すれば差し支えありません。

(3)その他

開発区域の現況の5割以上が農地、原野、水面等森林以外の場合で、本規定を適用することが適当でない判断されるときは、別途調整を図るものとします。

●さとの区域

1. 開発区域内に現況森林が存在する場合にあっては、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されていること。

開発区域の面積	森林面積の割合
1.0ヘクタール以上	40パーセント
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント
0.3ヘクタール未満	20パーセント

2. 1の規定にかかわらず、特に淡路地域の住民の生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為にあっては、原則として、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して20パーセント以上（開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合は、森林以外の緑地を含む。）の面積の森林が当該開発区域内に確保されていること。

「解説」

- (1)「開発区域内に現況森林が存在する場合」とは

さとの区域における森林を含む開発行為を対象とした規定です。

また、本規定は、「緑地の確保」の規定を解除するものではありません。森林を含む開発行為にあっては、「緑地の確保」、「森林の保全」の双方の規定を満たす必要があります。

例えば、保全すべき森林の面積が、開発区域の15パーセントとなる場合は、開発区域内に5パーセントに相当する面積以上の緑地が別途確保されている必要があります。

- (2)「森林」の定義と考え方

「森林」の定義は、森を生かす区域と同じですが、現況森林の一団の面積が300平方メートルに満たないものは、この規定は適用しません。

- (3)「生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為」とは

森を生かす区域の規定と同様です。

4. 緑地の確保

●さとの区域

開発区域の面積に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されていること。

「解説」

(1)「緑地」の定義と考え方

「緑地」とは、樹木、竹、花及び芝その他地被植物が適切な割合で植栽され、一定の遮蔽効果を有する土地をいい、前述の「森林」も「緑地」の一形態であると考えられます。

具体的には、その土地が植物としての緑に覆われ更に樹木、竹等により立体的な緑があることが、判断の目安となります。

ただし、農地については、これに含まないものとして取り扱います。

(2)「緑地」のエリア内の通路等の取り扱いについて

全体として緑地と見なしうる土地の一部に存する水面、石等の修景要素や散策路としての通路は、緑地として算定して差し支えありません。

(3)緑地面積の算定方法について

点又は線的に樹木の植栽が行われる場合にあっては、植栽される樹木の樹冠の垂直投影面積を緑地として算定しうるものとします。

(参考)樹木の緑地面積

開発区域内にスポット的に配置する樹木を緑地面積に換算する場合は次のとおりとします。

- ① 高木は樹冠投影面積
(高木：成長時の高さが3メートル以上の樹木)
- ② 中木は1本につき2平方メートル
(中木：成長時の高さが2メートル以上の樹木)
- ③ 低木は1本につき1平方メートル
(高木：高・中木以外で植栽時の高さが0.3メートル以上のもの)

(4)宅地内分譲の緑地の取り扱いについて

宅地分譲に係る開発行為の場合にあつては、宅地面積が150平方メートル以上の場合、一宅地内における住宅、駐車場、物置等の非緑化面積を110平方メートルとして想定し、宅地内緑地面積＝宅地面積－110平方メートルとして算定できるものとします。

130㎡	130㎡	A 170㎡	B 170㎡
130㎡	130㎡	C 150㎡	D 150㎡

この場合の宅地内緑地は

$$A (170 \text{ m}^2 - 110 \text{ m}^2) = 60 \text{ m}^2$$

$$B (170 \text{ m}^2 - 110 \text{ m}^2) = 60 \text{ m}^2$$

$$C (150 \text{ m}^2 - 110 \text{ m}^2) = 40 \text{ m}^2$$

$$D (150 \text{ m}^2 - 110 \text{ m}^2) = 40 \text{ m}^2$$

計 200 m² となる

5. 周辺緑地

● 森を生かす区域・さとの区域、花と緑の交流区域

開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、次の表に掲げる幅員以上で周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。ただし、周辺の状況から緑地帯の配置が有効でないと判断される場合及び緑地帯を配置することにより予定建築物等の使用に著しく支障がある箇所については、周辺からの景観の形成に有効な他の措置に代えることができる。

開発区域の面積	緑地帯の幅員
1.0ヘクタール以上	4メートル
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル
0.3ヘクタール未満	2メートル

「解説」

(1)「周辺からの景観の形成に有効な緑地帯」とは

緑地帯は樹木に加え竹や芝等を適切な割合で植栽して下さい。

幅員の下限の2メートルについても中木程度の植栽が可能な幅として定めたものです。

ただし、優れた造園手法により樹木以外の修景を行う場合や隣接農地への日影に配慮する必要があり樹木の植栽が困難な場合にまで、樹木の存在を求めるものではありません。

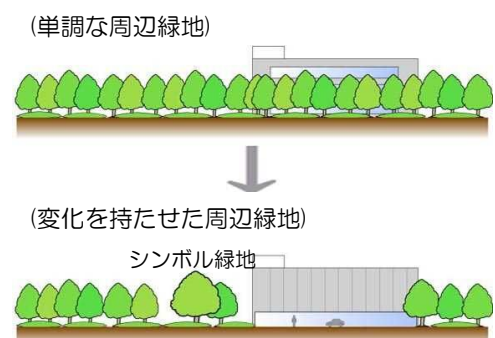
(2)「予定建築物の使用に著しく支障がある箇所」とは

通常の出入り口に相当する箇所は、本規定の適用は受けません。

ここで言う「支障がある箇所」とは、集会施設、商業施設等で多方向からの人、車の出入りに備える必要があり道路に面する部分の相当箇所について緑地帯の設置が困難な場合を想定しています。

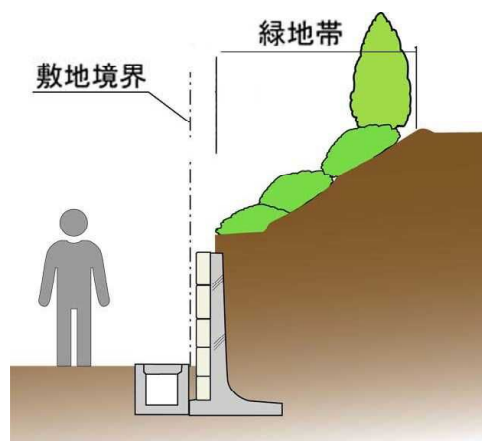
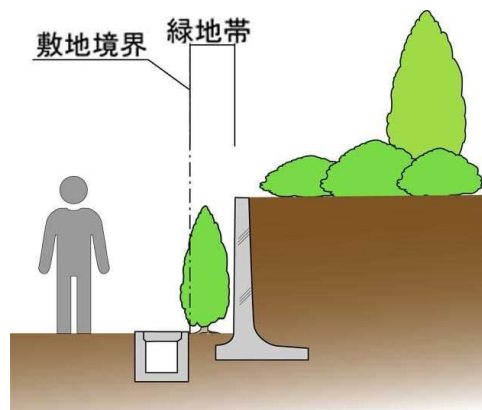
(3)「周辺からの景観の形成に有効な他の措置」とは

緑地帯として連続的に設けることができない箇所については、樹木を点的に配置するとか、隅角部に集中して緑地を配置するとかの方法を講じることにより緑地帯に代えることができるものとします。



(4)擁壁と緑地の配置について

開発区域の境界沿いに擁壁、水路等が計画されている場合は、緑地帯の幅員分を後退させることが望ましいです。ただし、技術的に困難な場合は、その内側に緑地帯を設けることができます。

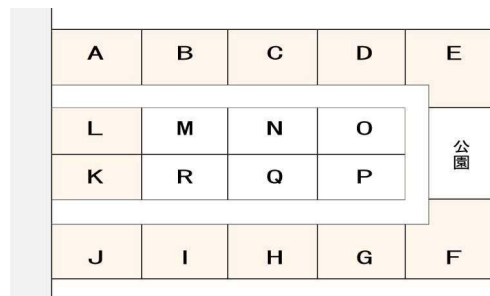


(5)宅地分譲の周辺緑地の取り扱いについて

宅地分譲に係る開発行為にあつては、管理上の問題、負担能力等を考慮し一定規模未滿のものについて、宅地（敷地）内緑地が将来確保されるに足るだけの宅地の規模及び形状が担保されるものであれば、この宅地内緑地を周辺緑地と同等の効果を持つものと見なします。

なお、この規定適用にあたっては、次の条件のすべてに該当することが必要です。

- 開発区域内に現況森林が存在しないこと。
- 開発区域境界に隣接若しくは、近接する宅地の面積が150平方メートル以上であること。
- 開発区域内の宅地の面積の平均が150平方メートル以上であること。
- 建築協定、分譲契約等において、壁面後退線、建ぺい率、容積率、空地の緑化、生け垣の義務づけ等、将来、宅地内の緑地が確保される措置が定められていること。



凡例 □ 開発区域界に隣接する宅地

A~Lの最小面積 ≥ 150平方メートル以上
A~Rの宅地の平均面積 ≥ 150平方メートル以上

(6)小規模宅地分譲について

開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の宅地分譲については、建築協定、分譲契約等により、将来にわたり宅地内の緑地の確保が担保されるものについては、周辺緑地の規定を免除できるものとします。



宅地における周辺緑地修景例



幹線道路沿いの周辺緑地修景例



幹線道路沿いの周辺緑地修景例

6. 主要道路の沿道緑地

● 森を生かす区域・さとの区域、花と緑の交流区域

開発区域内の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地が配置されていること。

「解説」

(1)「主要道路」とは

開発区域への進入路的役割を担う道路及び当該区域内の主要な道路で相当な幅員を有するもの、すなわち開発区域周辺からもっとも目につき易い道路を指します。

(2)「景観の形成に有効な緑地」とは

周辺緑地と同様に、竹、芝等を適切な割合で、樹木が存在していることが望ましいです。

また、道路からの視点で、予定建築物が違和感なくなじむように配慮が必要です。

「具体の実施方策」

(1)基本的な考え方

①沿道緑地の必要性

道路から見た時に、建築物等を違和感なく背景の景観になじませて、快適な都市環境、美しい街路景観を形成するために道路沿道の緑化は不可欠です。

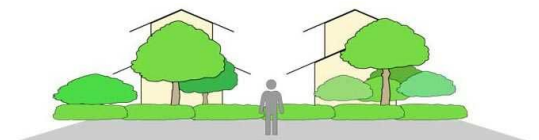
②高木類による緑化

樹冠の広がりを持つ高木類を用いての緑化は、都市環境での緑陰の提供等、身近な緑としての存在意義は極めて高いものがあります。

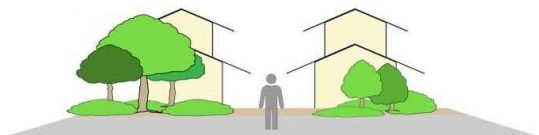
(土地・レベル差の活用)



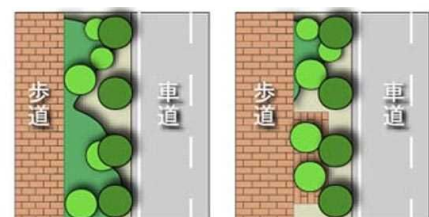
(生垣+α)



(変化がある植栽)



(道路・歩道側の空間を豊かにする)



(2)緑地の配置の方針

①変化のある植栽

常緑樹を主体としますが、落葉樹・花木を混ぜて、季節感や色彩などに変化をもたせることも重要です。

②排気ガス等への耐性

交通量の多い道路沿いに植樹帯を設ける場合は、排気ガス等への耐性について考慮する必要があります。

③効果的な植栽

植樹帯が連続すると、道路側は非常に単調になるため、建築物の上層部への見通しを確保すると共に、所々開けた空間を確保し、その対比によって効果的に見せる工夫を行うことが大切です。

④歩道空間の工夫

歩道空間の中に植栽帯を設けたり、歩道と一体的な空間を形成することにより、歩道空間を豊かにする工夫も必要です。

(3)実施上の留意点

①生育環境の制約

街路樹は道路や沿道に設置される各種の施設、例えば建築限界・電線・信号・街路灯等によって様々な生育環境の制約を受けることとなります。

②樹種の選定

樹種の選定にあたっては、樹姿が美しい、四季の変化に富む、強健である、病害虫が少ない、樹冠の広がりが大きいなどを考慮する必要があります

③踏圧への対策

歩行者、自転車の進入による踏圧を防ぐために、地被植物による根締め処理を施す、樹木の植栽やベンチ等の構造物を利用して通行者の動線を回避する、分散を図る、あるいは通気性や透水性に優れた保護盤を設置する等が必要となります。

排気ガスへの耐性がある主要な樹木候補

中高木	常緑樹	アラカシ、ウバメガシ、カイツカイブキ、カナメモチ、クスノキ、クロガネモチ、クロマツ、サザンカ、シラカシ、スタジイ、タブノキ、ネズミモチ、ホルトノキ、マキ、マテバシイ、モチノキ、モッコク、ヤブツバキ、ヤマモモ、ユズリハ
	落葉樹	アベマキ、コナラ
低木	常緑樹	アオキ、ウツギ、シャリンバイ、ツゲ、トベラ、ハマヒサカキ、ヒサカキ、ヒラドツツジ、マサキ、イヌツゲ、マメツゲ

7. 造成法面の緑化修景

● 森を生かす区域・さとの区域、花と緑の交流区域

開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。

「解説」

(1)「傾斜度15度以上」とは

水平面と法面のなす角度が15度以上の場合をいいます。

一般に生ずる法面は、ほとんどこれに該当すると考えて差し支えありません。

一般に15度以下の斜面は視覚的に奥行きを感じさせる程度の傾斜であり、逆に15度以上の斜面は視覚的に垂直面に近いものを感じさせる傾斜とされています。

このため15度以上のものについて配慮を求めるものです。

(2)「樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景」とは

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言いがたく、季節によっては緑を失い景観上決して好ましくありません。

このことから、原則として、樹木の植栽を義務づけ、優れた景観の形成を図ろうとするものです。

ただし、法面への樹木の植栽と法面の安定とは相反する場合もあるので、法面の安定上支障のない範囲で植栽を検討するものとします。

法面の安定上、傾斜部分に植栽が困難な場合は、小段等への植栽を検討するものとします。

(3)「周辺から容易に望見し得る法面」とは

開発区域外から容易に目に入る位置に存する法面について緑化修景を求めるもので、それ以外のものについては、特段の配慮を求めるものではありません。

「具体の実施方策」

(1) 基本的な考え方

① 法面の安定

周辺景観と調和する緑化修景が図られているとともに、法面の安定にも考慮されたものであることが必要です。

② 修景効果

法面が裸地のまま土壌がむきだしになっていると、景観的に非常に見苦しい印象を与えますが、法面の緑化によって修景効果が期待できます。

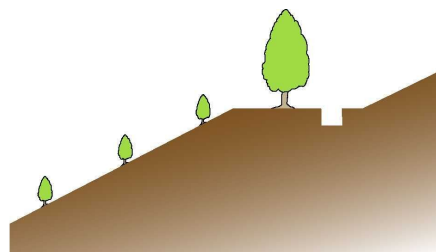
③ 傾斜度 15 度以上の法面

特に傾斜度 15 度以上の法面では、原則として樹木を有効に配することで、より効果的な緑化修景を図ることとします。

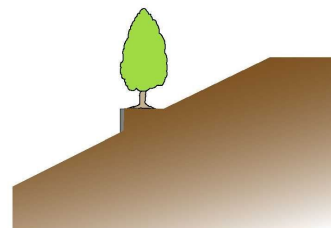
④ 切土・盛土による造成法面

また、切土・盛土による造成法面を裸地のまま放置すると、雨水や風によって侵食が進み、法面崩壊のおそれが出てくることから、土壌侵食の防止と法面の安定のためにも緑化を図る必要があります。

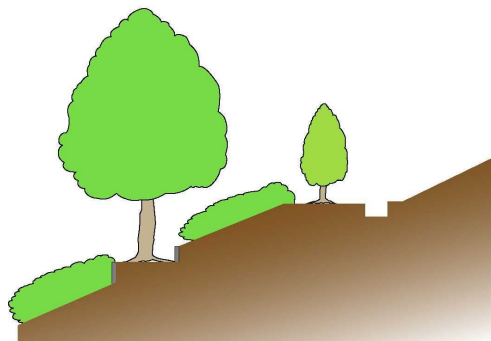
通常法面と犬走り部分の植栽例



- 苗木植栽においては、植林保護を必要としない
- 犬走りは、中木(H=1.8)の植栽が可能



- 法面中木植栽—法面保護及び植栽保護としてシダ棚又は板棚を必要とする



- 法面高木植栽においては、上下そだ棚等による保護を必要とする

(2)緑地の配置の方針

①耐乾性のある樹木

法面は樹木にとって乾燥しやすい環境であるため、耐乾性のある樹木を選定することが必要です。

②樹木による緑化

原則として、樹木により緑化が行うこととします。

ただし、法面の安定性に影響がある場合は、小段等の安定性に影響のない部分に植栽を行うこととします。

耐乾性のある主要な樹木候補

中高木	常緑樹	アカマツ、ウバメガシ、カイヅカイブキ、キンモクセイ、クスノキ、クロガネモチ、クロマツ、サザンカ
	落葉樹	コナラ、サルスベリ
低木	常緑樹	トベラ、ヒラドツツジ
地被類 ササ類 つる性		スイカズラ、ハイビヤクシン、ハイネズ、ヒペリカム・カリシナム、ヘデラヘリックス、マツバキク、ヤブコウジ

③勾配が急な法面

法面勾配が急なところは、表面侵食・崩壊の防止の観点から、短期間で緑化が図られる植物を選定することが必要です。

(草本類による緑化)

○主として芝草の種子を法面に定着させ、発芽成長を促す。

→広大な法面の早期の緑化、侵食の防止に有効です。

○生育基盤と種子や肥料を圧搾空気で法面に吹き付ける。

→急斜面、コンクリート法面の緑化に有効です。

(木本類による緑化)

○草本、低木、つる植物等の地被植物の苗や、木本類の苗木、根株、成木を植栽する。

→修景的な景観の創出、自然的環境の保全に有効な緑化です。

短期間で緑化が図られる主要な樹木候補

中高木	落葉樹	ニセアカシア、ヤシカブシ、ハンノキ
-----	-----	-------------------

(3)実施事例



淡路夢舞台の法面修景事例

(4)実施上の留意点

①在来種の導入

法面の侵食防止には一般的に成長の早い外来種の芝草が適していますが、自然環境の保全の観点からは在来種の導入が望ましい。

②垂直に近い法面

垂直に近い法面の緑化では、水分の供給不足が懸念されるので、水分の供給に考慮した手法の検討が必要です。

③法面の下部

法面の下部には地下水が集中し、土壌の侵食が発生することがあり、侵食防止工等の工夫が必要とされる場合があります。

在来種主要候補

低木	落葉樹	エニシダ、ヤシャブシ、イタチハギ、ハンノキ類、ヤナギ類
	地被類	ニホンシバ
木本類	落葉樹	オオイトビ、ツリガネカズラ、スイカズラ
	常緑樹	ツルウメモドキ、ナツツタ、ノウゼンカズラ、フジ
草本類		ススキ、イタドリ、ヨモギ類

8. 擁壁等の緑化修景

● 森を生かす区域・さとの区域、花と緑の交流区域、まちの区域

開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。

「解説」

(1)「開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物」とは

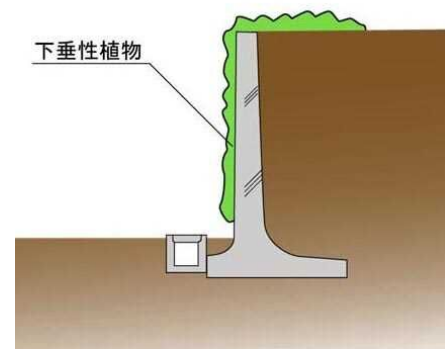
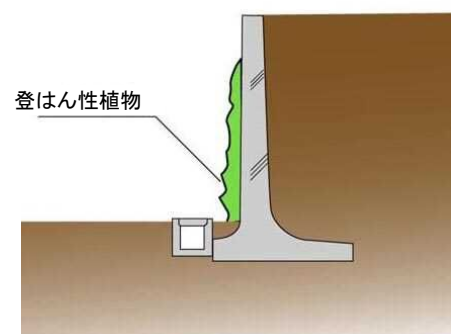
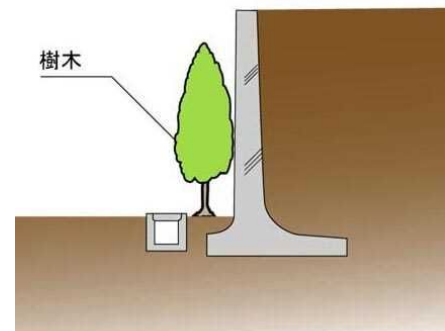
景観上の視点からとらえた工作物であって、表面に現れない工作物や小規模なものまでは、含まないものとします。

擁壁にあっては、地上高さ2メートル以上のもの、排水施設にあっては、洪水調整池（堤体の部分を除く。）部分について、周辺から容易に望見し得るものについては、緑化を行うものとします。

(2)「周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景」とは

コンクリート構造物にあっては、視覚的に単調なコンクリート面が大規模に露出しないように、コンクリート構造物前面への植樹やコンクリート構造物の露出を防ぐ登はん性、下垂性の植物の植栽などを検討するものとします。

手法例



「具体の実施方策」

(1)基本的な考え方

①装飾的効果

開発行為によって生じるコンクリート擁壁、法面のもつ無機質な印象は景観的に見苦しいものです。これらを緑化修景することによって装飾的効果が期待できます。

②快適性の回復

擁壁を緑化することにより、擁壁から生じる光や熱の照り返しを防ぎ、特に夏季や晴天時における快適性が回復できます。

(2)緑化の修景の手法

①つる植物による緑化

- 擁壁面がざらざらしていて多孔質の場合
→吸着型のつる植物を擁壁の足元に植栽し壁面に吸着させる。
- 擁壁面の構造、材質が吸着型つる植物に適さない場合
→壁面から 10cm 程度離れた前面にネットや格子等の補助資材を設け、巻蔓型のつる植物を資材足元に植栽しつるを絡ませる。
- 擁壁上部に植栽が可能な場合
→伸長するつる植物を擁壁面に下垂させる。

つる植物主要候補

吸着型	常緑	ビクノニア、イタビカズラ、キヅタ
	落葉	ナツツタ
巻蔓型	常緑	ビクノニア、ムベ、ハトスヘデラ
	半常緑	ビナンカズラ、スイカズラ
	半落葉	カロライナジャスミン
	落葉	アケビ、ツルヌキニンドウ
伸長型	常緑	イタビカズラ、ヘデラカナリエンス、ヘデラヘリックス、テイカカズラ
	半落葉	カロライナジャスミン
	落葉	ノウゼンカズラ、ツルウメモドキ、クレマチス

②中高木の植栽による緑化

- 擁壁面の前面に中高木を列植する。
- 植栽植物に厚みを持たせず擁壁面に沿って垣状に仕立てる。

③その他

- 法面の安定と修景を確実に図る。
- 各種の工夫を凝らした緑化ブロック等を積み上げ、擁壁面を植栽空間として低木、草木、つる植物を植栽する。

(3)実施事例



擁壁等への修景緑化例

(4)実施上の留意点

①適した樹種の選定

擁壁緑化の空間として地温の上昇や乾燥、自動車の排気ガス等の特性が考えられ、これらの条件に適した樹種の選定が必要です。

②登はん性と下垂性植物の組み合わせ

対象壁面が長大、または急速緑化が目的の場合、つる植物の登はん性と下垂性植物を組み合わせる手法も考えられます。

③緑化に向かない場合

直射日光により壁面温度が 50℃以上になったり、表面が滑らかな擁壁は、吸着型のつる植物による緑化に向かない場合があります。

④補助資材を用いる場合

補助資材を用いてつる植物で緑化する場合、つるの締め付ける力によって資材が破壊されることも考えられるため堅固に取り付ける必要があります。

⑤被服期間の検討

つる植物を用いて緑化する場合、つるの年間伸長量等を目安にしてどの程度の期間で被服が可能かを検討する必要があります。

9. 駐車場等の緑化修景

● 森を生かす区域・さとの区域、花と緑の交流区域

駐車場、グランド等広い平面を生ずる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に植栽等の緑化修景が行われていること。

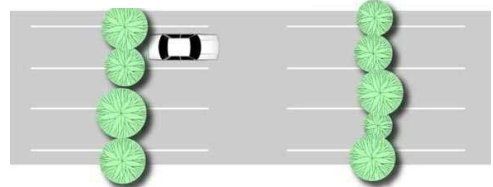
「解説」

「その周囲等適切な場所」とは

駐車場であれば、周囲以外に内部に植栽することも景観上有効と考えられます。

手法例

(駐車場内部に植栽を行う)



効率的な土地利用を図るために高木を植えて地被面積を有効利用する。



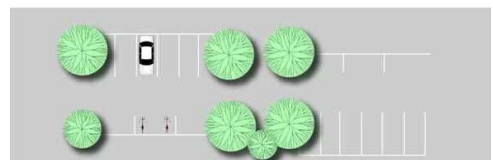
「具体的な緑化手法」

(1) 基本的な考え方

① 景観への配慮

広い平面を生じる駐車場において、アスファルトコンクリート舗装で覆うと景観上見苦しいことから、その周辺等の適切な場所において植栽を行うことが不可欠です。

(小規模な植栽配置で歩行者空間と一体化)



② 環境の改善

駐車場の植栽は、駐車した車内や駐車場において夏場に高温となる環境を少しでも快適にするためにも有効です。

(2) 緑化の方針

① 周囲に植栽帯

駐車場部分が周囲の道路等から露見する場合は、周囲に植栽帯を設けることが必要です。

(周囲に植栽帯を設ける)



② 見通した先の景観にも配慮

植栽帯による完全な遮蔽ではなく、ある程度見通しを確保し、見通した先の景観にも配慮されていることとします。

③舗装面の緑化

駐車場の舗装にも、芝生植込み用の植生ブロック等を使用するなど、アスファルトコンクリート舗装のみにとらわれず、その駐車場の使用状況に考慮しつつ、舗装面の緑化に努めるように配慮されていることが必要です。



駐車部分の緑化舗装

(3)緑化修景の手法

①駐車場舗装部分の緑化手法

- 1日に何回も出入りする場合
→舗装面に芝生等植物を用いた緑化舗装は難しい。
- 1週間に3、4回程度利用の場合
→通路部や駐車部分のわだち部分に舗装を施し、それ以外の部分への緑化舗装を行う。
→植生ブロック舗装による緑化舗装を行う。
- 緊急自動車用、又は年に数回程度利用の場合
→耐圧性芝生保護材を利用した緑化舗装を行う。

②周辺環境の緑化手法

- 駐車場を周囲から遮蔽する。
→周囲に生け垣や高木植栽等による植栽帯を配する。
→ネットフェンスにつる植物を絡ませる。
- 個々の駐車場の区分をしたり、駐車場内に緑陰をつくり出す。
→駐車部分の背後や側面に植栽地を設ける。
→植栽地に高木植栽やシンボル樹等積極的に植栽する。

(4)実施事例



駐車場修景緑化（高木＋低木）例

(5)実施上の留意点

①舗装材料

舗装材料には透水性の舗装材を使用することとします。

②排気ガスへの耐性

自動車の排気ガスが直接当たらないように、配慮するとともに、排気ガスへの耐性が強い樹種を選定することとします。

③駐車時間が長い駐車場への考慮

特に駐車時間が長い駐車場においては、樹液・実・毛虫等の落下物に留意して、管理しやすい中低木を利用したり、植栽範囲や樹種選定に配慮することとします。

④植生ブロックや芝生保護舗装の管理

植生ブロックや芝生保護舗装は、芝生の生育が低下しやすく、十分な管理が必要です。

■ II-2許可基準:森を守る区域での開発行為に適用

1. 森林の保全

相当規模の森林が開発行為をする土地の区域内に保存されるよう設計が定められていること
開発区域の面積の 50 パーセント以上を占める森林が、当該開発区域内に保全されていること。
ただし、当該開発区域における開発行為に公益上の必要性があり、かつ、当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況、当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質、予定建築物等の用途、敷地及び配置並びに保全すべき森林の規模からみて当該開発区域内にその面積の 50 パーセント以上を占める森林を保全することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

「解説」

解説や実施事例は、“3.森林の保全”(p.26)をごらん下さい。

2. 貴重な植生の保全

開発区域内に存する貴重な植生が保全されるように設計が定められていること
環境の保全と創造に関する条例及び文化財保護法で指定された貴重な植生について保護するよう努める。

「解説」

「開発区域内に存する貴重な植生が保全される」とは
開発区域内において建築物の配置計画を行う場合には、
環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）や文化財保護法等によって指定された貴重な植生について、保全する様設計に定めることが必要です。

貴重な植生

環境の保全と創造に関する条例

自然環境保全地区:

津名町野田尾長谷、東浦町白山神社、一宮町多賀伊弉諾神宮、
三原町馬廻成相寺、南淡町沼島神社

環境緑地保全地域:

洲本市鮎屋鮎屋の森、一宮町柳沢岩上神社

自然海岸保全地区:

洲本市安乎、厚浜、東浦町久留麻

郷土記念物:

淡路町大和島、絵島、一宮町明神崎、五色町新五色浜海岸自然石

文化財保護法

国指定 史跡・名勝・天然記念物:

洲本城址、慶野松原、淡路国道松並木

県指定 史跡・名勝・天然記念物:

大和島のイブキ群落、常隆寺のスタジイ・アラカシ群落、郡家古墳

3. 優れた景観構成要素の保全

開発区域内に存する貴重な植生が保全されるように設計が定められていること

開発区域内の優れた景観の構成要素となるべき地形及び植生が保全されるように設計が定められていること。

開発調整区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、当該箇所の改変が軽微で優れた景観の保全上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

ア 独立峰の頂部、尾根の山地突起部で平野部又は水面に対して突出したもの等視覚的に明確な地形を有する箇所

イ 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に尾根の輪郭線を構成している箇所

ウ 優れた樹容を有する樹木が存する箇所

「解説」

解説や実施事例は、“1.優れた景観構成要素の保全”（p.15）をごらん下さい。

4. 主な視点場からの展望への配慮

開発区域内の建築物等が、主要な道路、航路、市街地等からの展望を妨げないように適正に配置されるように設計が定められていること

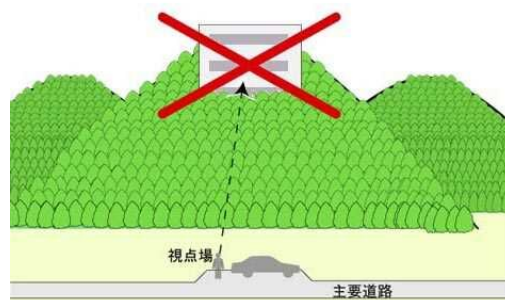
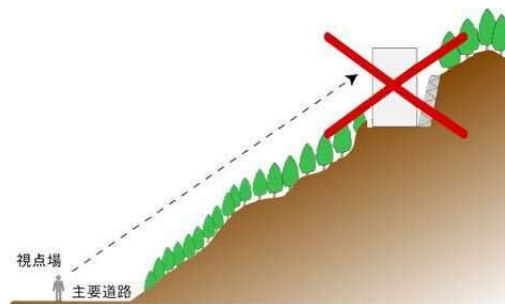
開発区域内の建築物等が主要な道路、航路、市街地等から次に掲げる箇所を展望することを妨げないように適正に配置されていること。ただし、当該開発区域における開発行為に公益上の必要性があり、かつ、当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況、当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質並びに予定建築物等の用途、敷地の規模からみて当該箇所を展望することを妨げないように配置することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 独立峰の頂部、尾根の山地突起部で平野部又は水面に対して突出したもの等視覚的に明瞭な地形を有する箇所
- (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に尾根の輪郭線を構成している箇所
- (3) 優れた樹容を有する樹木が存する箇所

「解説」

- (1)「開発区域内の建築物等が、主要な道路、航路、市街地等からの展望を妨げないように適正に配置される」とは

建築物の配置計画を行う場合には、開発区域内のみでなく、主要な視点場からの景観にその建築物がどのような影響を及ぼすかを配慮した上で計画することが重要です。



- (2)「独立峰の頂部」「平野部又は水面に突出した尾根筋」「連続した稜線」「優れた樹容を有する樹木が存する場所」については、“1.優れた景観構成要素の保全”(p.15)をごらん下さい。

5. 予定建築物と緑地の配置

開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じる法面が優れた景観の形成上の支障とならないよう、主要な道路、航路、市街地等からみて相当の緑量を有する森林が当該建築物等及び法面の前面に配置されるように設計が定められていること

主要な道路、航路、市街地等からみて開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面がおおむね望見し得ないように森林が保全され、又は樹木若しくは樹種の苗木が植栽されていること。ただし、当該開発区域における開発行為に公益上の必要性があり、かつ、当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況、当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質並びに予定建築物等の用途、敷地の規模及び配置からみて当該建築物等及び法面を望見し得ないように森林等を配置することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

「解説」

解説や実施事例は、“2. 予定建築物と緑地の配置”（p.20）をごらん下さい

開発モデル事例による緑化・修景手法の解説

建物ができた時にその影響をもっとも受けるのは、周囲に暮らす人々やその建物を利用する人々です。建物の色や形が周辺の街並みに馴染んでいるか、住宅に隣接した店舗を作る際には緩衝帯としての緑が適切に配置されているか等について配慮する必要があります。“敷地周辺との調和”において、緑化・修景を考える場合にはどのような要因に注意を払うべきでしょうか？

○敷地の形状

計画地が山裾の斜面である場合、農地の真ん中である場合等で、緑化・修景の手法もかわってきます。

○建物の用途

大型小売店舗を設置する場合と共同住宅を設置する場合は敷地内における建物の位置や駐車場の大きさなどが異なります。建物の用途に応じて一定のパターンが想定できます。

○敷地周辺の環境

計画基準では、隣接建物等との緩衝帯として“周辺緑地”を設けることを定めていますが、隣接地が耕作地である場合、住宅が隣接している場合など、それぞれ適切な周辺緑地があるはずです。

次頁以降には、「戸建分譲住宅」「共同住宅」「大規模小売店舗」「事務所」「工場」「病院・診療所」の6つの建物用途について、地形形状や敷地周辺の環境をそれぞれ変えながら、建物の緑化・修景を示しています。

これから計画される建物が上記の用途にあてはまる場合、モデルによって示された内容等を参照し、適切な緑化・修景に努めてください。

モデル事例1:分譲戸建住宅

敷地周辺の状況図



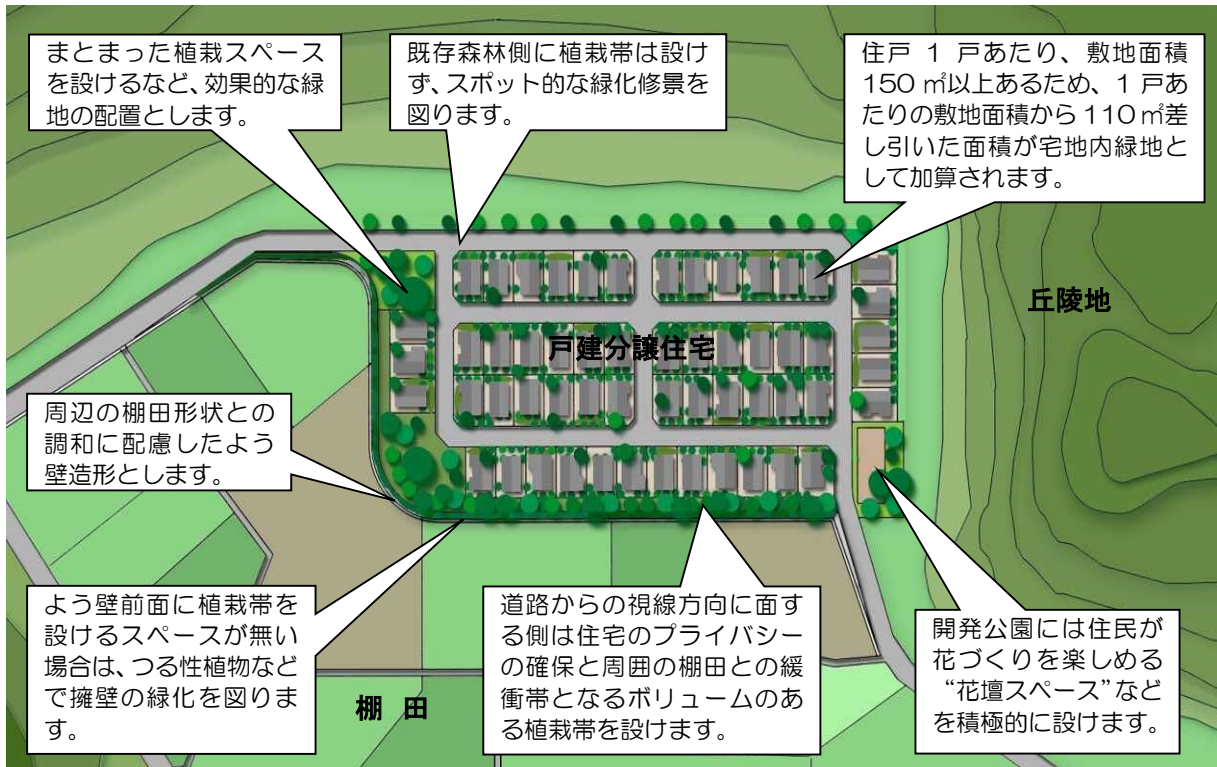
設定条件

建物用途	分譲戸建住宅
環境形成区域	さとの区域
開発面積	15,000 m ²
1戸当たりの敷地面積	約 150 m ²

周辺状況

- 丘陵地の際にあり、南西部に棚田が存在する。
- 棚田に盛土をして造成したため、敷地の南面、西面は擁壁構造となっている。
- 敷地の南部東西方向に幹線道路が通っており、道路から敷地を見渡すことができる。

緑化方針 背後の森林と周辺の田園環境と調和した緑地を配置するとともに、よう壁などの人工構造物への緑化修景を図るものとします。



戸建住宅まわりの良好な生垣による修景例



擁壁の緑化修景例



イメージ図



敷地内の良好な緑化（シンボル樹）例



花や緑をふんだんに盛り込んだ公園整備例



モデル事例2: 共同住宅

敷地周辺の状況図(現況)



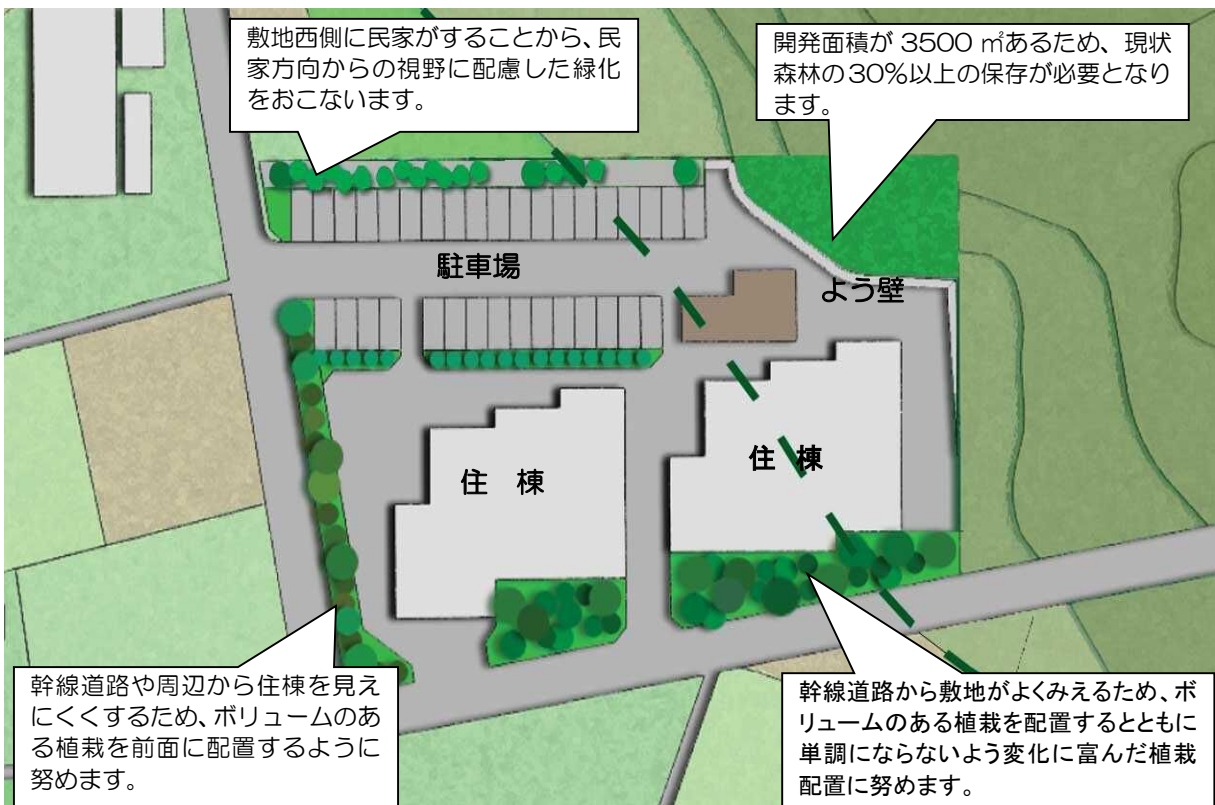
設定条件

建物用途	共同住宅
環境形成区域	さとの区域
開発面積	3,500 m ²
住戸数	2棟建 総戸数 48戸

周辺状況

- ・敷地に山地（森林）を含んでいる。また、南側には田畑が広がっている。
- ・南側に幹線道路が通り、障害物がないため道路から敷地周辺はよく見える。
- ・民家が敷地南側および北西側に点在している。

緑化方針 開発前敷地内に存在した森林の一部保全・復元と田園環境と調和した緑地の配置を図ります。



周辺緑化による建物遮蔽緑化の修景イメージ



駐車場周りの修景緑化イメージ



イメージ図



住棟まわりの良好な緑化イメージ



擁壁周りの修景緑化と既存森林との調和



モデル事例3: 大規模小売店舗

敷地周辺の状況図



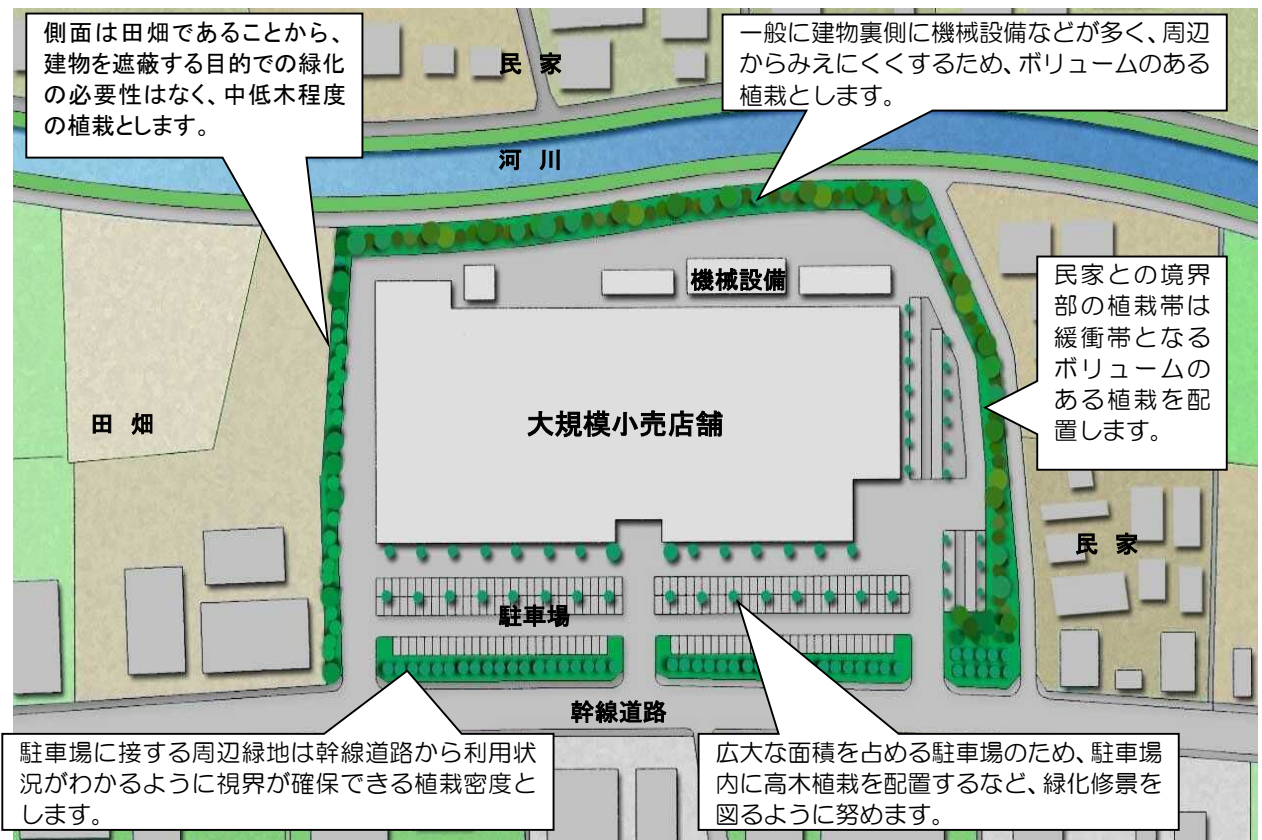
設定条件

建物用途	大規模小売店舗
環境形成区域	さとの区域
開発面積	25,000 m ²

周辺状況

- 幹線道路側に駐車場のある大規模な施設
- 周辺は開けた平野の中にあり、南側は幹線道路、北側は河川に面している。
- 幹線道路から間近に見える他、敷地北側および敷地東側に民家が点在する。

緑化方針 敷地は田園地帯の中に立地し、周囲からよくみえるため、周辺環境と調和した緑地の配置を図ります。



駐車場周りの見通しの利く修景緑化例



建物の長大感を和らげる周辺緑化例



イメージ図



隣接する農地からの視野に配慮した周辺緑化



駐輪場内の修景緑化



モデル事例4: 事務所

敷地周辺の状況図



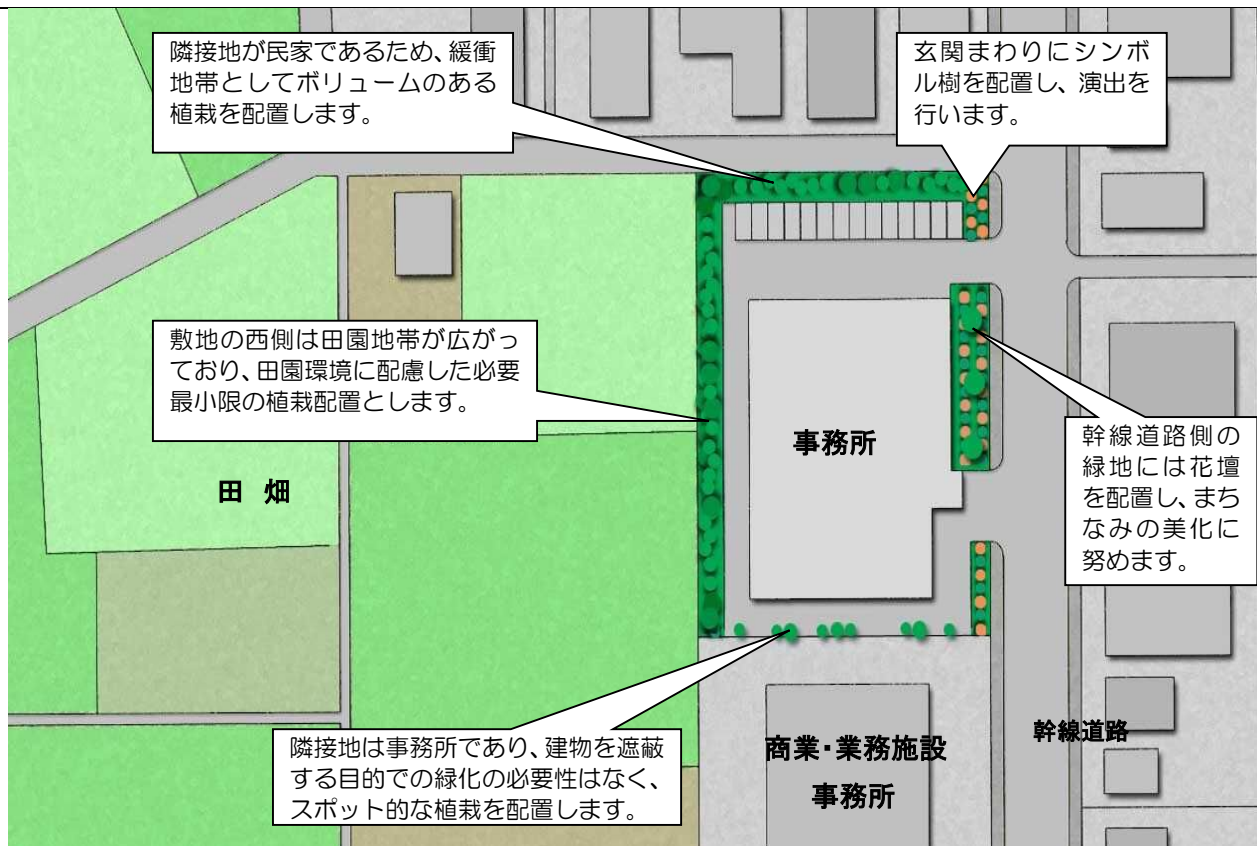
設定条件

建物用途	事務所
環境形成区域	さとの区域
開発面積	2,800 m ²

周辺状況

- 幹線道路沿いの事務所
- 沿道には事務所などの商業業務ビルが点在しており、裏側は田畑が開けた田園地帯となっている。
- 背後の田園地帯からは沿道の建物が連なってみえる。
- 北側には民家が連担している。

緑化方針 幹線道路沿いの修景緑化と田園地帯に調和した緑地の配置を図ります。



幹線道路に面した部分への象徴的な高木植栽の配置や花植栽例



商業・業務施設と隣接側のスポット的な緑化修景例



イメージ図



隣接する農地からの視野に配慮した周辺緑化



緑化のボリュームを厚くし隣接地への環境に配慮した外周緑化



モデル事例5: 工場

敷地周辺の状況図



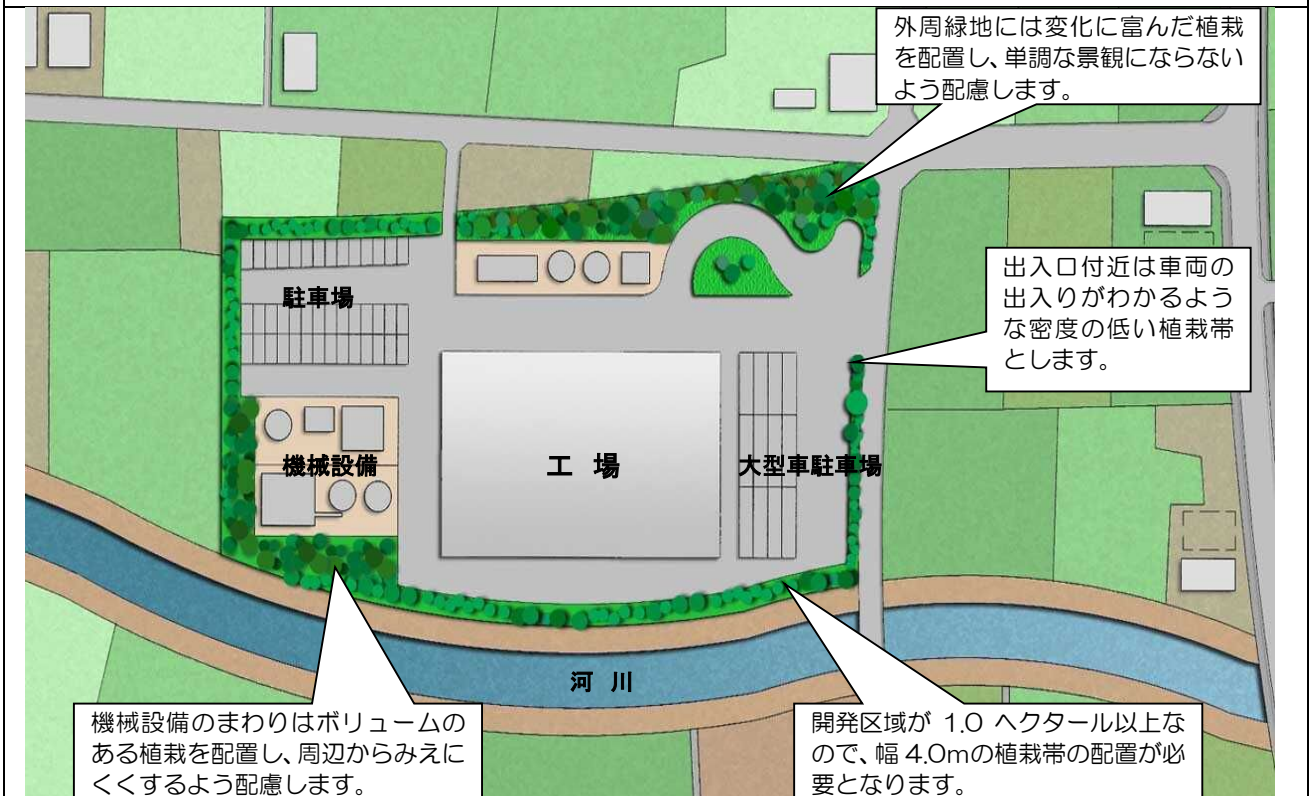
設定条件

建物用途	工場
環境形成区域	さとの区域
開発面積	10,000 m ²

周辺状況

- 周辺は開けた平野の中にあり、北側には幹線道路があり、西側は河川に面している。
- 周辺の田園地帯から障害物がほとんどなく工場が一望できる他、北側の幹線道路からもよくみえる。
- 施設内には屋外機械設備がある。

緑化方針 敷地周囲には変化に富んだ植栽の配置を行い、田園環境との調和を図るとともに屋外機械設備を遮蔽するような植栽配置を図ります。



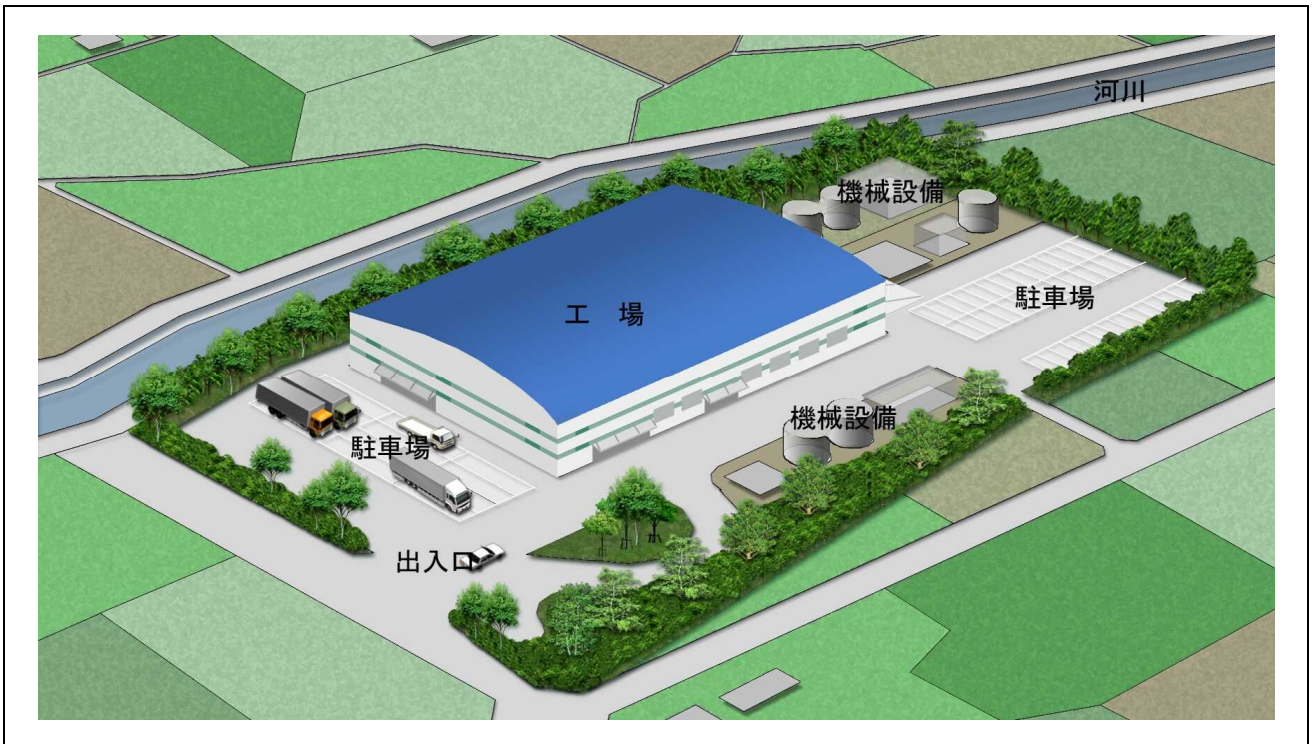
建物の長大感を和らげる周辺緑化例



施設入口付近の見通しのきいた修景緑化例



イメージ図

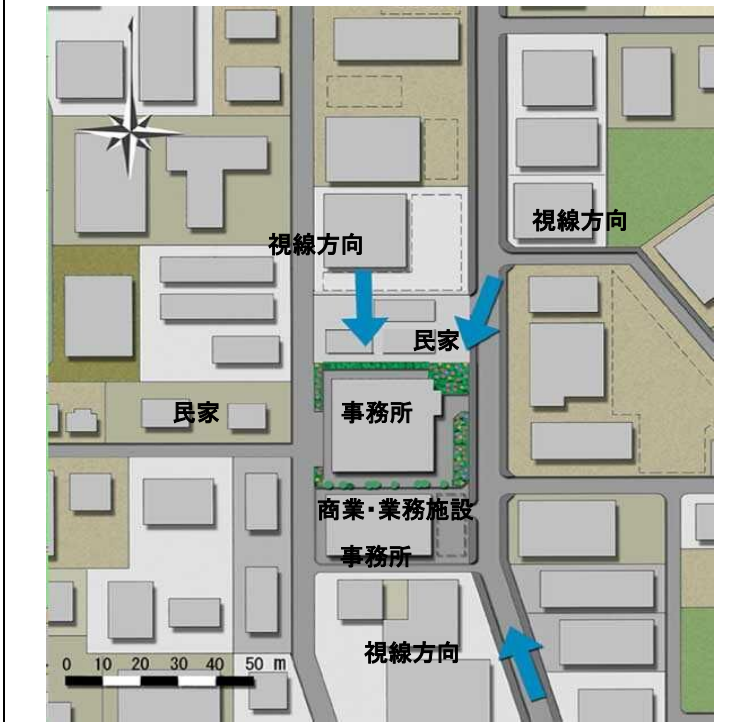


屋外機械設備や広大な駐車場周りの遮蔽緑化事例



モデル事例6: 事務所(その2)

敷地周辺の状況図



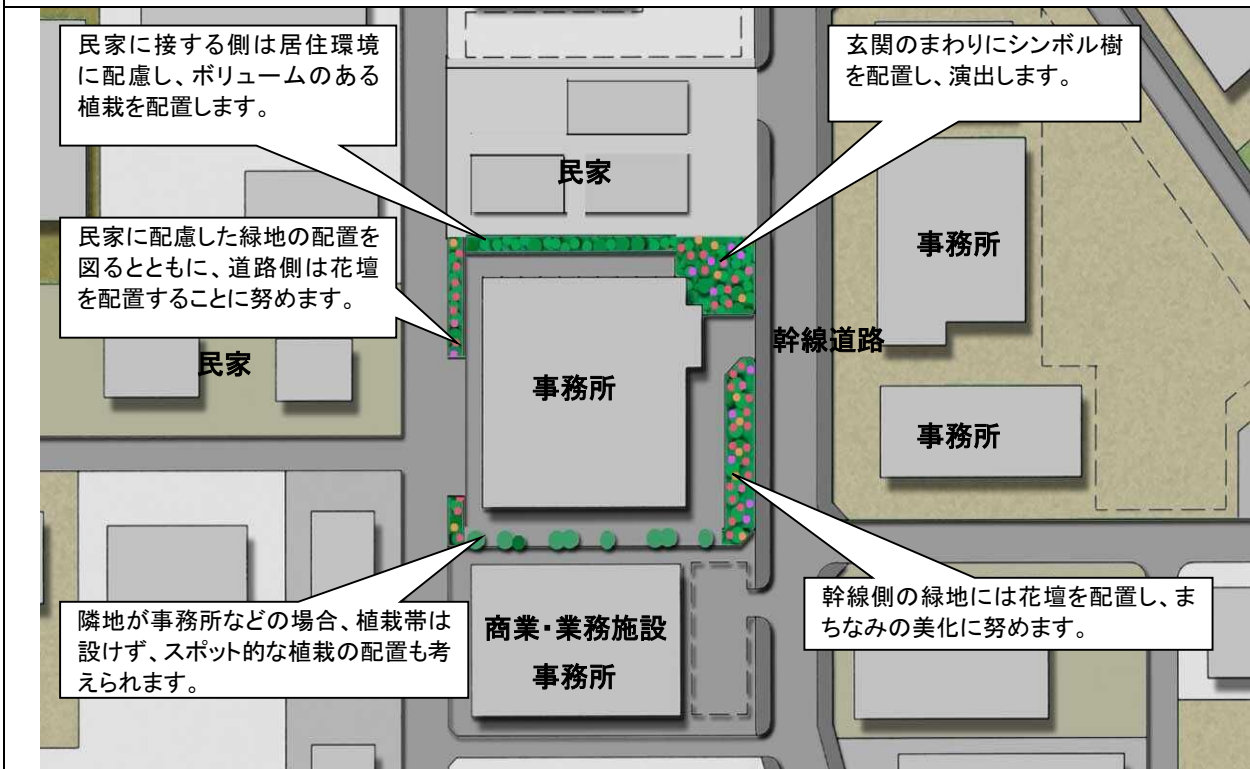
設定条件

建物用途	事務所
環境形成区域	まちの区域
開発面積	2,000 m ²

周辺状況

- ・市街地の中にあり、周辺に商業業務施設および住宅が混在する。
- ・敷地2方向は道路となっており、東側は幹線道路に面している。
- ・幹線道路から敷地東側がよくみえる。

緑化方針 幹線道路側の修景緑化と近接民家の居住環境に配慮した緑地の配置を図ります。



幹線道路に面した建物周囲の象徴的な高木植栽の配置や花植栽例



商業・業務施設と隣接側のスポット的な緑化修景例



イメージ図



緑化のボリュームを厚くし隣接地への環境に配慮した外周緑化



一般道路側の象徴的な高木植栽の配置や花植栽例



淡路地域に適した樹種

- 候補樹種について.....65
- 参考候補樹種.....69

淡路地域に適した樹種

■ 候補樹種について

候補樹種の選定は、淡路島特有の風景や施設とその周辺環境との調和を目的として、次のような考え方で候補樹種を選定しています。

1. 既存植生より

淡路島地域の既存植生として「平成 12 年度地域環境調査(淡路島)」より最多分布の主要群集、群落を抽出し、あわせて、それらの代表構成種(高中木、低木、地被類、ツタ類)を主候補樹種としました。

2. アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針より

「アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針(兵庫県:1989年)」の中で取り上げられている「特性一覧表」の中から、淡路の特性に適した「淡路・海岸部」より、主な候補として抽出しました。

3. 参考文献より

上記資料に加えて、特性の耐火、耐潮、耐乾等は、「道路緑化ハンドブック」、「造園施工管理改訂版技術編」等を参考にしました。

4. 市場性

さらに、一般流通性の高い候補樹種とするために、「建設物価版((財)建設物価調査会)」、「積算資料((財)経済調査会)」を参照し、選定しました。

■ 参考候補樹種について

平成 13 年度共同報告書「景観植物の栽培と利用法(兵庫県立淡路景観園芸学校)」の研究結果より、淡路島の景観園芸に重点利用可能な自生植物(木本類、草本類、ツル類)は6種類の植物があり、観賞花木、花壇植物、法面緑化、壁面緑化の参考候補として利用できるものとして掲載しています。

樹種は次の項目から選定しています。

- ・「淡路島にみられる自生種の研究」
- ・「淡路島島民の自生植物の園芸利用意識に関する研究」の中の「ふだんよく用いる花」より

■ 候補樹種

候補樹種(高中木)

名前	形態	樹高	葉型	陽陰	乾湿	成長	移植	移植期	花	花色	開花期	実	実色	結実期	耐火	耐風	耐潮	耐煙	用途	
アカマツ	常高	30~35	針葉	陽	乾	早	中	6-11-2-4-			4-			9-10-		中	弱	弱	景観樹	
アベマキ	落高	15~20	広葉	陽	湿	早	中										中	強	景観樹	
アラカシ	常高	10~15	広葉	中~陰	中	早	中				4-5-			10-	強	中	中	強	景観樹、生垣	
イロハモミジ	落高	10~15	広葉	陽	中	早	易	10-12-2-3-			4-5-			10-11-			弱	弱	風致樹、低木、生垣(ヤマモミジ)	
ウバメガシ	常中低	5~7	広葉	陽~中	乾	遅	難	5-6-			4-5-			10-11-	中	強	強	強	防災林、生垣、刈込物	
ウメ	落中	5~7	広葉	陽	中	遅	易	11-3-	○	白 淡紅	2-3-			6-			強	弱	景観樹、梅林、家庭果樹	
エゴノキ	落高	7~15	広葉	陰	中	中	中	10-11-2-3-	○	白	5-6-			10-			強	弱	添景樹、景観樹	
エノキ	落高	20~25	広葉	陽	中	遅	中	10-11-2-3-			4-5-			10-	強		強	弱	屋敷林、景観樹	
カイズカイブキ	常中	6~7	針葉	陽~中	乾	早	易	4-6-9-11-										強	強	添景樹、工場、学校用
カナメモチ	常中	6~10	広葉	中	中	早	易	5-10-			5-6-		○ 赤	10-11-	強		強	強	刈込樹、生垣樹	
キンモクセイ	常中	4~6	広葉	中	乾~中	遅	易	9-10-5-7-	○	黄	9-10-				強		弱	中	景観樹、生垣、刈込樹	
クスノキ	常高	20~30	広葉	中	乾~中	早	中	6-7-			6-			10-11-		強	強	強	景観樹、街路樹	
クスギ	落高	5~7	広葉	陽	中	早	中	10-11-3-			4-5-			10-	強		中	中	景観樹	
クログナモチ	常高	10~15	広葉	中	乾~中	遅	易	6-10-			5-6-		○ 赤	11-12-	強		強	強	景観樹、実物	
クロマツ	常高	30~35	針葉	陽	乾	早	中	11-6-2-4-			4-			10-11-			強	強	中	景観樹、和風庭園、防潮林
ケヤキ	落高	20~25	広葉	陽	中	早	易	10-11-2-3-			4-5-			10-			強	中	弱	景観樹、街路樹
コナラ	落高	15~20	広葉	陽	乾	中	中							10-11-			強	弱	強	景観樹
コブシ	落高	5~18	広葉	中	湿	早	難	11-2-	○	白	3-4-		○ 赤	8-			中	弱	添景樹、花木	
サザンカ	常中	5~6	広葉	陰	乾~中	遅	易	9-3-5-	○	白 紅	10-11-12-1-2-			10-11-	強		強	強	低木、花木、生垣、添景樹	
サルスベリ	落高中	3~9	広葉	陽	乾	中	易	10-11-2-3-	○	淡紅 紫	7-8-9-			11-			強	中	高木、花木、添景樹	
シラカシ	常高	20	広葉	中	中	早	易	5-6-			4-5-			9-10-	強	強	強	強	景観樹、高垣用、防風用	
スギ	常高	40	針葉	中	湿	早	難	10-11-2-3-			3-4-			9-10-		弱	中	弱	高垣用、防風用	
スダジイ	常高	30	広葉	中~陰	中	早	易	10-11-2-3-	○	黄	6-7-			11-12-	強	強	強	強	景観樹、防風樹、高垣	
タブノキ	常高	30	広葉	中	中	早	難	3-4-			4-5-			10-11-	強	強	強	強	景観樹、防潮樹	
トウネズミモチ	常中	10~15	広葉	陰	中	早	易	4-5-			6-7-			10-11-	強		強	強	公園樹、隠蔽用	
ネズミモチ	常中	6~8	広葉	陽~陰	中	早	易	4-6-			6-			10-11-	強	強	強	強	低木、防火樹、防潮樹、生垣	
ハクモクレン	落高	15	広葉	中	中	遅	難	4-5-	○	白	3-4-				強		中	弱	景観樹、花木	
ヒノキ	常高	20~30	針葉	陽~陰	中	早	難	2-3-			4-			9-10-			中	中	景観樹、生垣	
ホルトノキ	常高	10~15	広葉	陽	中	遅	難	4-5-			6-7-			12-1-			中	強	庭園樹、公園樹、景観樹	
マキ	常高	20~30	針葉	中~陰	中~湿	遅	易	6-8-			5-6-			10-	中	強	強	強	庭園樹、生垣	
マテバシイ	常高	15	広葉	陽	中	早	難	4-6-			6-			10-	強	強	強	強	景観樹、街路樹	
ムクノキ	落高	15~20	広葉	陽	中	早	易	2-3-			4-5-			10-	強	強	強	弱	景観樹、街路樹	
モチノキ	常高	25	広葉	陰	中	遅	易	4-5-			4-		○ 赤	10-11-	強		強	強	景観樹、生垣、防火樹	
モッコク	常高中	10~15	広葉	陰	中	遅	中	9-10-4-5-			7-		○ 朱赤	10-11-	強		強	強	景観樹、添景樹	
モクレン	落中	3~4	広葉	陽	湿	遅	難	10-11-	○	暗紫	4-			9-10-			中	中	景観樹、花木	
ヤブツバキ	常中	10~15	広葉	陰	中	遅	易	3-4-	○	赤(濃 淡)	2-3-4-			10-	中		強	強	低木、花木、生垣、添景樹	
ヤマザクラ	落高	15~25	広葉	陽	中	早	難	2-3-	○	淡紅 白	4-			8-			弱	弱	景観樹、並木、花木	
ヤマモモ	常高	25	広葉	中	中	遅	中	9-5-			3-4-		○ 赤	8-9-	中	強	強	強	景観樹、防潮樹	
ユズリハ	常高	4~10	広葉	陰	湿	遅	難	4-5-			5-6-			11-	強		強	強	装飾樹、添景樹、低木	

候補樹種(低木)

名前	形態	樹高	葉型	陽陰	乾湿	成長	移植	移植期	花	花色	開花期	実	実色	結実期	耐火	耐風	耐潮	耐煙	用途
アオキ	常中低	2~3	広葉	陰	中	早	易				3-4-5-	○	鮮紅	12-1-	強		強	強	低木、隠ぺい用、実物
ウツギ	落中低	1.5~2	広葉	陰	湿	早	易	10-12-2-3-	○	白	5-6-			10-11-			強	強	添景樹、生垣、境界樹
シャリンバイ	常低	2~6	広葉	中	中	遅	中	5-9-	○	白	5-6-			10-			強	強	添景樹、根締、刈込物
ツゲ	常中低	1~6	広葉	中	中	遅	難	5-10-			3-4-			9-10-	中		強	強	低木、生垣、刈込物
トベラ	常低	2~3	広葉	陽~陰	乾~中	早	難	9-10-	○	白	5-6-	○	赤	11-	強	強	強	強	低木、添景樹、刈込用、生垣
ナンテン	常中低	2	広葉	陰	湿	遅	易	2-4-			6-	○	赤	11-12-			中	中	実物、生垣、根締
ハマヒサカキ	常低	1.5~5	広葉	陰	中	遅	易	5-6-			3-4-			10-			強	強	低木、生垣、添景樹
ヒラギナシテン	常低	1~3	広葉	陰	乾	遅	易	10-11-2-3-	○	黄	3-4-			7-8-9-			中	強	低木、根締、生垣、添景樹
ヒサカキ	常中低	4~8	広葉	陰	中	遅	易	5-6-			3-4-			10-11-	強		強	強	低木、生垣、刈込物
ヒラドツツジ	常低	1~2	広葉	中	乾	遅	易	3-5-	○	淡紅紫白	4-5-						弱	強	添景樹、根締、刈込物
マサキ	常中低	2~6	広葉	陰	中	早	易	4-5-			6-7-			10-11-12-	強		強	強	低木、添景樹、生垣、刈込物
イヌツゲ	常低	0.6~1	広葉	陰	中	遅	中										強	強	刈込物、生垣
マメツゲ	常低	0.6~1	広葉	陰	中	遅	中										強	強	刈込物、生垣
ミツバツツジ	落低	1~3	広葉	陽~中	中	中	易	3-4-	○	淡紅	4-5-			9-10-			中	中	景趣樹、花木

候補樹種(地被類・ササ類・つる性)

名前	常落	種類	形態	高さ	陽陰	乾湿	様式	成長	花美	花色	花期	実美	実色	実期	葉美	葉色	暑	寒	耐煙	耐潮
アジュガ	常	草本		0.2	陽~中	中	株増	早	○	濃紫	4-5-				○	濃緑	中	中		中
オオイタビカズラ	常	木本	蔓物	-	陽~中	中	枝伸	遅							○	緑	強	弱		強
オカメザサ	常	竹笹	低木	0.3~0.8	陽~中	中	株増	早							○	淡緑	強	中	強	中
ギボウシ	落	草本	宿根	0.2~0.6	中	中	株増	中	○	白紫	6-7-8-				○	緑斑	中			中
スイカズラ	半落	木本	蔓物	-	陽~中	乾~中	枝伸	早	○	白	5-6-						強	強		中
ツルマサキ	常	木本	低木	0.2~0.3	陽~中	中	枝伸	早	○	白	6-7-	○	橙赤	9-10-	○	淡緑				強
ツワブキ	常	草本		0.3~0.5	中~陰	乾~湿	株増	中	○	黄	10-11-				○	濃緑	強	中		強
テイカカズラ	常	木本	蔓物	-	陽~中	乾~湿	枝伸	早	○	白	5-6-				○	紅	強	強		強
ノウゼンカズラ	落	木本	蔓物	-	陽	中	巻付	早	○	橙黄	7-8-9-						強	中		中
ハイバクシン	常	木本	低木	0.6	陽~中	乾	枝伸	遅			4-								強	強
ハイネズ	常	木本	低木	0.5	陽	乾	枝伸	遅												強
ヒベリカム・カリシナム	常	木本	低木	0.2~0.3	陽~中	乾~中	枝伸	早	○	黄	5-6-				○	淡緑	強	弱		中
フッキソウ	常	木本	低木	0.2~0.3	陽~陰	乾~湿	株増	中				○			○	緑斑	中	強		中
ヘデラヘリックス	常	木本	蔓物	-	陽~中	乾~中	枝伸	早							○	濃緑	強	強	強	強
マツバギク	常	草本		0.2	陽~中	乾~中	枝伸	早	○	紅黄桃	5-6-				○	葉肉	強	中		強
ムベ	常	木本	蔓物	-	陽~陰	中	巻付	早				○	暗紫	8-9-10-11-	○	緑	強	中		強
ヤブコウジ	常	木本	中低木	0.2	陰	乾~中		早				○	赤	11-12-1-2-3-					強	強
ヤブラン	常	草本		0.2~0.3	中~陰	乾~湿	株増	中	○	紫	9-				○	緑	強	強		中
リュウノヒゲ	常	草本		0.2	陽~陰	乾~湿	株増	中							○	濃緑	強	強		中

候補樹種(草花)

宿根草

名前	科名	定植期	開花期(月)	草たけ	植栽間隔(cm)	花色	系統・品種など
アガパンサス	ゆり	春	7~8	60	30	青、白	
アスチルベ	ゆきのした	春、秋	5~6	30~90	30	赤、桃、白	ファンナル、ボン、ライン・ランド、レッド・センチネル
オオキンケイギク	きく	春、秋	5~6	60	20	黄	
シヤスター・デージー	きく	春、秋	5~6	50~60	30	白	銀河、清流
ジャーマン・アイリス	あやめ	初夏	5~7	30~80	30	青、白、黄	ハイホー(紫)、ピンク、カメオ、ゲイ・バリーなど
ヘメロカリス	ゆり	春	6~9	50~90	20	黄	ノカンゾウ、ヤブカンゾウなど
シャガ	あやめ	春	5~6	0.5~0.6	20	淡紫	
ヒメシャガ	あやめ	春	6	0.2~0.3	20	淡紫	
マーガレット	きく	3~4	12~5	60~100	30	ピンク、黄、白	

球根草

名前	科名	植付期	開花期(月)	草たけ	植栽間隔(cm)	花色	系統・品種・その他
クロッカス	あやめ	秋	3~4	10	5	紫、黄、白	マンモス・イエロー、ニグロ・ボイ
スイセン	ひがんばん	秋	3~4	20~40	20	白、黄	キング・アルフレッド、フォーチュン、マウント・フッド、日本水セン、白房咲
チューリップ	ゆり	秋	4~5	20~50	15~20	赤、ピンク、黄、白	
ムスカリ	ゆり	秋	4	20	5	紫	
リコリス	ひがんばん	6~8	7~9	30~60	30	赤、ピンク、オレンジ、黄、紫、白	

秋まき1・2年草

名前	科名	は種期	開花期(月)	草たけ	植栽間隔(cm)	花色	系統・品種・その他
キンギョソウ	ごまのはぐさ	秋	5~9	15~60	15~20	赤、桃、黄、白	
キンセンカ	きく	秋	4~5	30~40	15~20	黄、橙	
スイートピー	まめ	秋	5~7	つる性	20	白、ピンク、淡オレンジ、赤	ローヤル、カスパートン
バーベナ	くまつばら	春	5~11	15~30	30	赤、ピンク、白、紫	ビジョザクラ、バーベナ・テネラ
パンジー	すみれ	8~10	3~6	15~20	20	紫、黄、白、赤、褐	
アイスランド・ポピー	けし	9~10	5~6	60	20	赤、白、ピンク、橙	
フロックス	はなしのぶ	10	5~7	20~40	15	桃、白、赤	ビューティ、トゥインクル、ドラモンディ、スター
ルピナス	まめ	9~10	4~5	60~90	20~30	青、ピンク、赤、黄	黄花儿ピナス、カササギルピナス、ハートウィギー

春まき1・2年草

名前	科名	は種期	開花期(月)	草たけ	植栽間隔(cm)	花色	系統・品種・その他
インパチェンス	つりふね	3~4	6~10	20~50	20	赤、ピンク、白	カリプソ、ベビー、スパーク
コスモス	きく	春	6~11	50~90	30	ピンク、白	ラディアンス、ダズラー、ピコティ
サルビア	しそ	春	6~11	30~60	20~30	赤、紫、白	
ニチニチソウ	きょうちくとう	4	7~9	20~50	20	ピンク、白	高性(ケル・メジナ)、矮性(リトル・ピンキー、リトル・ブライト・アイなど)
ペチュニア	なす	1~9	5~11	15~20	20	赤、ピンク、白、紫	
マツバボタン	すべりひゆ	3~4	5~8	10~15	10~15	赤、ピンク、黄、白	ジュエル(一重)、八重咲
マリーゴールド	きく	3~6	4~11	15~50	15~20	黄、橙、赤と黄	

■ 参考候補樹種

○景観園芸に利用可能な自生植物

(参考文献 : 「景観植物の栽培と利用法(兵庫県立淡路景観学校:平成14年3月)」)

区分	No.	植物名(和名)	科名	景観園芸植物としての特徴
		学名		
木	1	マルバウツギ	ユキノシタ科	落葉低木。よく枝分かれして整った樹形をもつ。 5月に枝先に美しい白花を円錐状に多数付ける。 分布は関東以西の太平洋側と四国九州であるが、淡路島の中部以南の山地で目立って多く生育する。
		<i>Deutzia scabra</i> Thunb.		
	2	モチツツジ	ツツジ科	半常緑低木。4～5月に頂芽に径6～7cm程度の薄紅色の花を数個つける。ガクや若枝や葉には腺毛があり粘着物を分泌し、小さい虫などをくっつけていることがある。
		<i>Rhododendron macrosepalum</i> Maxim.		
	3	ウスバヒヨウタンボク	スイカズラ科	山地に生える落葉低木。 花(4月ごろ)も実(6月ごろ)も、大きくないが美しい。 ただし、春早く出る芽をシカが食べない。
		<i>Lonicera cerasina</i> Maxia.		
	4	クロバイ	ハイノキ科	淡路島の暖地性植物の1つ。常緑高木。 サクラの後に咲く白い花は木に雪を降らせたように特異で美しい。
		<i>Symplocos prunifolia</i> Siebold & Zucc.		
	5	サカキカズラ	キョウチクトウ科	淡路島の暖地性植物の1つ。常緑つる性。 つる性でよく垣根にからみつき葉をぎっしり茂らせた姿が美しい。 花(4～6月)はこの緑をおおうように咲くので見事である。 果実の形も、冠毛のある。種が散る様子も美しい。 種が散ると山道を白くするほど。種はよく発芽し、増殖しやすい。
		<i>Anodendron affine</i> (Hook. & Arn.) Druce.		
6	シバハギ	マメ科	県内淡路だけ。近畿でも和歌山と三重にあるだけ。 日当たりのよい草地に生える草本状の落葉低木。 花(9～10月)の群生は美しい。種でよく増殖できる。	
	<i>Desmodium heterocarpon</i> .			
7	シラキ	トウダイグサ科	山地に生える落葉小高木。花期(5～6月)。 10～11月ごろの他の木に先駆けて紅葉が美しい。	
	<i>Sapium japonicum</i> (Siebold & Zucc.) Pax & K.Hoffm.			
8	トキワガキ	カキノキ科	暖地の山地に生える常緑小高木。 まっすぐに立ち上がる。 真黒な幹が特異で見ごたえがある。	
	<i>Diospyros morrisiana</i> Blume.			
9	ハツジョウキブシ	キブシ科	海岸近くの山地に生える落葉低木。 群生させると春4月ごろの花のときは実に見事である。	
	<i>Stachyurus praecox</i> Siebold & Zucc. Var. <i>matsuzakii</i> (Nakai) Makino.			
10	ハマクサギ	クマツヅラ科	沿海地に生える落葉小高木というが、淡路では山地に多い。 花(5～6月)は小さいが黄色で美しく、実(7～8月)はよくメジロが食べに来る。 淡路島の暖地性植物の1つ。	
	<i>Premna japonica</i> Miq.			
11	ハマヒサカキ	ツバキ科	淡路島の暖地性植物の1つ。常緑低木。 花(10～2月)が枝一面に咲いたところは美しい。	
	<i>Eurya emarginata</i> (Thunb.)			
12	ヤナギイチゴ	イラクサ科	暖地の沿海地に生える落葉低木。 独特のやわらかい茎・葉。 枝一面に鈴成りした実(5～6月)はとても美しい。	
	<i>Debregeasia edulis</i> (Siebold & Zucc.) Wedde.			
13	ヤブツバキ	ツバキ科	沿海地、山地に生える常緑高木。 花に大小、色の濃淡があり集めると美しいツバキ園ができる。	
	<i>Camellia japonica</i> L.			
14	ヤマガキ	カキノキ科	山地に自生する落葉高木。 10～12月の鈴成りした実は実に見事。	
	<i>Diospyros Kaki</i> Thunb. var. <i>sylvestris</i> Makino.			
15	リュウキュウマメガキ	カキノキ科	暖地の山地に生える落葉高木。 葉が大きく緑美しい。 10～11月から冬にかけても落葉した枝に鈴成りした実が面白い。	
	<i>Diospyros japonica</i> Siebold & Zucc.			

区分	No.	植物名(和名)	科名	景観園芸植物としての特徴
		学名		
草 本 類	1	シマカンキク	キク科	多年草。茎の下部は倒れ上部は枝分かかれして 60cmの高さになる。海に近い崖地によく生育する。 晩秋から初冬にかけて径 2.5cmの黄色の頭状花を散房状に多数つける。
		<i>Dendranthema indicum</i> (L.) Des Moul.		
	2	ハマダイコン	アブラナ科	多年草。全国の海岸の砂地に生育する。 春、総状花序に薄紅色の花をつける。 果実は長さ 5~8cmで直立して数珠状にくびれ数個の種子を持つ。
		<i>Raphanus sativus</i> L.		
	3	ウバユリ	ユリ科	春の若葉。群生地の花(7~8月)。 果実(10~11月)は見事である。
		<i>Cardiocrinum cordatum</i> (thumb.ex Murray) Makino.		
	4	オオルリソウ	ムラサキ科	山の路傍に生える二年草。 花(6~7月)の群生は見事。
		<i>Cynoglossum zeylanicum</i> (Vahl ex Homem.) Thunb.ex Lehm.		
	5	カリガネソウ	クマツヅラ科	山の草地に生える高 1m程の多年草。 葉も花(8~9月)の形、色、群生が美しい。
		<i>Caryopteris divaricata</i> (Siebold & Zucc.) Maxim.		
	6	キツネノカミソリ	ヒガンバナ科	山野に生える多年草。 葉は夏に枯れるが冬の葉は青々と美しい。 花は 8~9月群生すると美しい。
		<i>Lycoris sanguinea</i> Maxim.		
	7	コヤブラン	ユリ科	林中に生える多年草。 常緑。花 7~9月。
		<i>Liriope spicata</i> (Thunb.) Lour.		
	8	シャガ	アヤメ科	山地の湿った林中に生える多年草。 花(4~5月)の群生が美しい。
<i>Iris setosa</i> Pall.ex Link.				
9	シロバナタンポポ	キク科	タンポポと混生して群生すると花期(3~5月)は見事である。	
	<i>Taraxacum albidum</i> Dahlst.			
10	ツルボ	ユリ科	山野の日当りに生える多年草。花 8~9月。 群生地の花は美しい。	
	<i>Scilla scilloides</i> (Lindl.) Druce.			
11	ドクダミ	ドクダミ科	平地の日陰・半日陰に生える多年草。 花(6~7月)の群生は美しい。	
	<i>Houttuynia cordata</i> Thunb.			
12	トチバニンジン	ウコギ科	山の木陰に生える多年草。 開いた葉、花(6~8月)、赤い実(10~11月)が美しい。	
	<i>Panax japonicus</i> .			
13	ノカンゾウ	ユリ科	野原に生える多年草。&よりやや小ぶり。 花(7~8月)の群生は美しい	
	<i>Hemerocallis fulva</i> L.var.disticha (Donn)			
14	ノシラン	ユリ科	海に近い林中に生える多年草。 ①②より大型。花 7~9月。	
	<i>Ophiopogon jaburan</i> (Kunth) Lodd.			
15	ハンカイソウ	キク科	山の草地に生える高 1m程の多年草。 葉も花(6~8月)も大型で美しい。	
	<i>Ligularia japonica</i> (Thunb.) Less.			

区分	No.	植物名(和名)	科名	景観園芸植物としての特徴	
		学名			
草 本 類	16	ヒオウギ	アヤメ科	山地の草地に生える多年草。 扇形の葉、花、ぬばたまの実が美しい。	
		<i>Iris setosa</i> Pall.ex Link.			
	17	ヒメノダケ	セリ科	日当りのよい草地に生える多年草。 茎 50~80cm。 花(8~11月)は群生すると美しい。	
	18	ヤブカンゾウ	ユリ科	野原の草地に生える多年草。 春には芽生え、花(7~8月)の群生は美しい。	
		<i>Hemerocallis fulva</i> L.var. kwanso Requel.			
19	ヤブラン	ユリ科	木陰に生える多年草。 葉は深緑色で光沢あり。花 8~10月。		
	<i>Liriope platyphylla</i> F.T.Wang & Ts.Tang.				
20	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ科	山の路傍によく見かける大型の多年草。 立ち上がる花穂(6~9月)が美しい。		
	<i>Phytolacca acinosa</i> Roxb.				
ツ ル 類	1	イワガラミ	ユキノシタ科	落葉。木や岩に絡んで伸びる。 花期は 5~7 月、装飾花である白色のがく片は 1 枚で花序の周辺に付き、よく目立つ。 茎の節から細かい根を出して他物に着生する。	
		<i>Schizophragma hydrangeoides</i> Siebold & Zucc.			
	2	ハスノハカズラ	ツツラフジ科		常緑。葉の中央部から葉柄を出すのでハスの葉に似る。 秋から冬にかけて径 6cmの赤色の実をブドウの房状に多数付け、目立つ。南方系の植物で淡路島南部の低山地に多い。
		<i>Stephania japonica</i> (Thunb) Miers.			

○ 淡路地域になじむ植物(特色種)

(参考文献 : 「アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針(兵庫県:1989年)」)

		樹 種 名	備 考
群集・群落代表構成種	高中木	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマモモ ・ウバメガシ ・スダジイ ・ユズリハ ・ヤブツバキ 	: 自生種
	地被類・ツタ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ツワブキ (海岸地域) ・リュウノヒゲ (里-内陸地域) ・テイカカズラ (里-内陸地域) ・ムベ (里-内陸地域) 	: 自生種

○ 淡路地域の市町木・市町花

市 町 名	市 町 木	市 町 花
洲本市	マツ	スイセン
旧津名町	ミカン	カーネーション
旧淡路町	ウバメガシ	ツツジ
旧北淡町	シイノキ	サクラ
旧一宮町	ウバメガシ	キク
五色町	マツ	サルビア
旧東浦町	ウバメガシ	カーネーション
旧緑 町	ウバメガシ	ウメ
旧西淡町	クロマツ	キク
旧三原町	クロマツ	ツツジ
旧南淡町	ウバメガシ	スイセン

